

第六十三回国
参議院文教委員会會議録第十号

昭和四十五年四月十六日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

田中寿美子君

補欠選任

横川 正市君

辞任

四月十五日

横川 正市君

田中寿美子君

出席者は左のとおり

委員長

理事

委員

事務局側

常任委員会専門員

渡辺 猛君

文化庁次長

文化庁長官

政府委員

文部大臣

国務大臣

坂田 道太君

今 日出海君

安達 健二君

鈴木 力君

宮崎 正雄君

二木 謙吾君

中村喜四郎君

大松 博文君

楠 正俊君

田村 賢作君

永野 鎮雄君

杉原 一雄君

安永 英雄君

大松 博文君

中村喜四郎君

二木 謙吾君

宮崎 正雄君

鈴木 力君

内田 善利君

多田 省吾君

坂田 道太君

今 日出海君

安達 健二君

鈴木 力君

宮崎 正雄君

二木 謙吾君

中村喜四郎君

大松 博文君

楠 正俊君

田村 賢作君

永野 鎮雄君

○鈴木力君 この法案に入ります前に、法案が提案されるまでの経過を少し伺いたいと思うんですが、まず一番先に、この著作権についてはたいへん国際的な慣例があるものでありますから、条約との関係をちょっと伺いたいと思うんです。まあベルヌ条約に加入してある。それから万国著作権条約ですか、これにも加入してある。こういうような形に加入してあるのですけれども、このベルヌ条約と万国著作権条約でしたか、この条約の特質といえますか、特徴といえますか、その点を先に伺いたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 最初に、著作権制度改正作業の経緯を申し上げますが、それとも条約のほうですか。

○鈴木力君 条約のほうを先に。

○政府委員(安達健二君) それでは、日本が加盟

本日の会議に付した案件

○著作権法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨十五日、田中寿美子君が委員を辞任され、その補欠として土屋義彦君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 著作権法案を議題といたします。

本法案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側から坂田文部大臣、今文化庁長官及び安達文化庁次長が出席いたしております。

質疑の申し出がございますので、これを許します。鈴木君。

いたしております著作権に関する国際条約についての概観的なことを申し上げたいと思います。

著作権に関する国際条約の大きいものが二つございまして、一つはベルヌ条約と称するものでございまして、これはヨーロッパの諸国が中心となりまして、一八八六年、すなわち明治九年に創設されたものでございます。これはその特徴といたしましては、著作物の保護については方式を要しない、登録とか表示とか、そういう方式を要しない無方式で、そのベルヌ条約に加盟している同盟国相互の間で著作権を保護しようということで現在わが国を含めまして五十九カ国が加盟をいたしておるところでございます。このベルヌ条約は創設以来二十年ごとに、おおむね二十年ごとに改正をされておるわけでございまして、それぞれの国は改正された条約にそれぞれ加入するというような関係になっておるわけでございまして、ベルヌ条約の最近の改正条約と申しますと、一つは昭和二十三年、一九四八年のブラッセル改正条約というのがございます。それから昭和四十二年、一九六七年七月にストックホルムで改正されましたストックホルム改正条約というものが成立しておるわけでございます。わが国は一八九九年、明治三十二年にこのベルヌ条約に加盟いたしております。日本が現在入っている改正条約はブラッセル改正条約のもう一つ前の昭和三年、一九二八年のローマ改正条約に加入をした状況になっておるというところでございます。

もう一つの条約は万国著作権条約と申しまして、これは著作権の発生、享有に登録とか、著作権表示などの方式を要求しておるアメリカ合衆国を中心とする米州諸国というものと、それから著作権を無方式で保護するところのわが国はじめベルヌ条約同盟諸国との間の橋渡しをする条約として、一九五二年、昭和二十七年に成立した条約でございまして、現在五十八カ国が加入をいたしておるわけでございます。このベルヌ条約の五十九カ国と、それから万国著作権条約の五十八カ国との間では相互のダブリがございまして、そして日本は万国著作権条約につきましては、昭和三十一年、一九五六年に万国著作権条約に加入をいたしておるわけでございます。

そこで万国著作権条約では、したがって無方式の国のものと方式を要する国との間の著作物の保護をどうするかということが中心になっておるわけでございまして、たとえば◎記号をつけて、最初の発行年と著作者を表示するという、そういうことをいたしておきますと、この万国著作権条約で、方式国である国におきましてはその◎記号等があればそれを保護すると、それぞれの国でこまかい登録等を要求しておつても、その◎記号等があればそれで保護しようというように形において方式国と無方式国とをつなげると、こういう条約でございまして。ただしベルヌ条約に入っている国同士で同時に万国著作権条約にも入っているというような場合におきましてはベルヌ条約だけが働く、こういうことでございまして、具体的に申しますと、ベルヌ条約に入っておつて万国条約にも入っている、たとえばフランスとかイギリス、日本との間では、ベルヌ条約だけが働くわけでございますが、ベルヌ条約に入つてなくて万国著作権条約だけに入っている、たとえばアメリカと日本との間では万国著作権条約によって条約関係が結ばれる、おおよそその日本の入っている国際条約の状況は以上のとおりでございます。

○鈴木力君 わかりました。そういった条約が基礎になっているといえますか、拘束するわけでは、万国著作権条約のほうは橋渡しの役で

あつて、この法案作成の基礎になっていない、こういう確認でよろしうございますか。

○政府委員(安達健二君) さようでございます。

○鈴木力君 わかりました。

そこでもう少し伺いたいんですが、このベルヌ条約の特質をいま無方式と御説明をいただきました。そのとおり私も聞いておるものであります。が、芸術の評価について、やはり万国著作権条約とベルヌ条約とは多少違うというふうに聞いておるんですけれども、その評価のしかたですか、対象ですか、これらについては何かありませんか。

○政府委員(安達健二君) 保護する著作物について若干の差はございますけれども、この条約の考え方と申しますか、そういうものについては特に違いはないと思うわけでございます。ただ万国著作権条約のほうにはユネスコが主体になった条約でございまして、著作物の保護と同時に著作物の利用、文化の普及ということにも重点を置くというところが前文に書いてあるというようにございまして、ベルヌ条約ではそれぞれ保護すべき基準と申しますか、そういうものが非常にこまかく書いてあるわけでございますが、一方、万国著作権条約では内国民待遇を約束するというところでございまして、原則といたしまして、こまかい規定が原則的にならぬというところの違いはございます。

○鈴木力君 次に、たとえば芸術的作品の評価の場合ですね、作品を評価するというか、芸術的作品を著作物として見る場合に、何か一つの芸術的な固定化をしなければ芸術的な著作物とならないというものが、やや万国著作権条約関係のほうにはそういう形が見えているように私どもは聞いておるんですが、そういうことはございせんか。別にいいんですが、ベルヌ条約のほうは、どちらかというと芸術的固定化ということよりも芸術そのものの精神的な価値というところに重点を置いておる、こういうふう聞いておるんですが、いかがでしょう。

○政府委員(安達健二君) 万国著作権条約でも特に著作物として保護するために固定をしなければならないというふうな、そういう関係ではないわけでございます。ただ発行の定義が違ふとか若干の違いはございますけれども、著作物自体についての考え方が根本的に違ふというふうなことはいいのではないかと思います。

○鈴木力君 わかりました。そうしますと、要するにこの著作物というものをみます場合に、いわばその固定化というものはあまり大きな条件ではなくて、ベルヌ条約のほうは特にそうだと思うんですけれども、いわゆる精神的な価値とか、芸術的な価値、そういうところが重点を置かれておるというふうに伺いました。そういう観点でこの法案が書かれた、こういうふう理解いたします。

そこで、それはそれとして一応おきまして、先ほど申し上げましたようなこの条約を受けましてですね……その条約の加入関係、ちょっと事情を聞かしていただけないか。要するにローマ改正には加入いたしました、そのあと昭和二十三年にブラッセル条約が加つた、これにはまだ加入をしていない。それからさらにちろんストックホルム条約にはこれは加入をしていないわけでありまして、そこで四十二年のストックホルム条約については、まあ最近になりますけれども、この二十三年のブラッセル条約にはまだ加盟をしていないわけですね。それはおそろしく現行法との関係があったと私はそう推察をしておるんですが、そういたしますと、この条約加入関係と、新しく出された法案とのかかり合ひはどのようになっておるのでありますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) ベルヌ条約の最近の改正条約として、先ほどブラッセル改正条約とストックホルム改正条約があると申しましたが、現在、先ほど申しましたベルヌ条約の加盟国五十九カ国のうち四十三カ国が、昭和二十三年のブラッセル改正条約に加入をいたしておるわけでございます。昭和二十三年は日本がまだ占領中でございまして、この改正条約会議には日本は招請されなかつたと申しますか、代表を出すことができないままでこの条約ができたということでございますが、それからストックホルム改正条約には、セネガル等が入つてゐるほかは、まだ入つてないというふうな状況で、まだ改正条約そのものが発効をいたしていないというのが状況でございます。

そこで、この法律案との関係でございますが、ブラッセル改正条約の大きな特徴といたしましては、一つは著作物の保護の期間を原則として著作物の生存間及び死後にすること、それから、それから著作物の放送、演奏につきまして、これがなまであらうとレコードを用いてするを問はず、著作権を及ぼす、作詞、作曲家の著作権を及ぼすという考え方でございまして、これを問はず、以上二つが義務的になっておるわけでございます。したがつて、このブラッセル改正条約に加入するためには、大きく言ひまして、その二つの要件を満たさなければならぬ。国内法の改正をしなれば、そのブラッセル改正条約には加入できない、こういう関係になるわけでございますが、現行法では著作物の保護期間が、御案内のとおり生存間及び死後三十八年間でございまして、五十年間という要求に合わないということがござい

ます。もう一つ、音楽の著作物の放送、演奏につきまして、これにつきましては出所を明示すれば、その著作権が及ばないと、こういうことになっておるわけでございますので、この点でもまあブラッセル改正条約に合わない、こういうことになっておるわけでございます。

この法案におきましては、第一の要件でございますところの著作物の保護期間を、死後五十年に延長するというのが内容として盛り込まれておるわけでございますので、その点の要件は満たされるわけでございます。

第二の要件の音楽の著作物の放送につきましては、この法案におきまして権利を認めておるとい

うことになるわけでございます。ただ公の演奏というふうな面で、この附則の十四条によりまして、原則は本則によりまして、すべての公の演奏に及ぶといたしておるわけでございますけれども、附則の十四条におきまして、当分の間政令で行なわれるものを除いては、なお当分の間は従前のとおりであるということになっておるところが、まあ一つ引つかかるところでございます。

で、このブラッセル改正条約という新しい条約に加入するというのが、まあ望ましいということもまたよりでございますけれども、この日本の実態というものを無視して、それを飛び越えて、条約に入るだけがこの目的というわけにもまいらないというところが問題点でございます。この録音物による演奏につきまして、その権利の全面的に及ぶことにすることは原則としては認めつつも、なお日本の実態からして無理であるということから、附則十四条がついておるわけでございます。したがつてこの十四条のままでございまして、ブラッセル改正条約に入ることは困難じゃないだろうが、全く不可能であるかどうかにつきましては、なお問題があると思ひますが、現在のところでは困難ではないかというふうな関係になつておるということからいたしますと、ブラッセル改正条約に定めておりますところの保護の内容といたしまして、この法案はほとんど九〇%以上満たしておるわけでございますけれども、なおその一〇%までいかないところ、ブラッセル改正条約にはなお加入が困難であるというのが実情になつておると思ひわけでございます。

○鈴木力君 これは大臣に伺つたほうがいいと思うんですが、いま次長から伺ひまして私ははつきりしないのです。こまかいことはいはずれあとでさらに法案のところでも具体的に伺ひます。この条約との加盟関係ですね。少なくともこの著作権というのは、私の承知しております限り、いままでの著作権を討議いたしました場合には、条約というのとはどうか、あるいは国際的に

しやるいまの形式と実態とが合うことが基本条件だということば、よく私はわかります。

ただ、私がお伺いしたいのは、それだけのことがわかっていながら、条約ができてから二十何年ですね、その間にその実態を合わせる努力ということはどのようになされておったのであろう。しかも、条約ができてからというとき少し言い過ぎかも知れませんが、少なくとも私はこの著作権法を抜本的に改正をするんだという非常なりっぱな意図を持って取り組まれてからおおよそ八年ですか九年です。これは国内の事情はあとでまた伺いますけれども、この九年間にこのベルヌ条約のブラッセル協定に日本の実態を合わせるために一体どんな努力をされたのかということを実は伺いたい。具体的にこういう国内の水準を上げるために努力をしたが、なおかついかにというのは、一体何が——その具体的なものとはあとで伺いますけれどもですね。

そしてまた、この条約を——この条約といふすかこの法案が成立をいたしました場合に、この

法案によつて実行はするたゞうけけれども、いまの大臣のおつしやつたことを善意に解釈をいたしますと、やはり今後総力をあげて一日も早く加盟できるような国内の実態の指導ということがあるべきだと、こう思うのです。そういう態度であると伺つてよろしゅうございますか。

○政府委員(安達健二君) この条約と国内態勢の問題でございますが、これは著作権制度審議会でも終始問題の中心でございまして、その際の考え方は、日本の国内の著作権制度をいかに近代化するか、近代的水準と申しますか、国際的水準まで高めるかということが中心であるけれども、それは、ある特定の条約に入るといふことを目的として無理にやることではなくて、いろいろな国内の事情も勘案しながら同時に国際的水準を見ながらわ

が国の美情に即した著作権制度を打ち立てていく。それによって条約に加入できるような状況になった場合においては加入するようにしようというのがまあ著作権制度審議会の根本的な考え方である。

たつた。

それから現行法では、先ほども申し上げましたように、出所を明示すればレコードを用いて送る放送、公の演奏については自由であるということとでございましたが、実際におきましては、特に放送の面におきましては、放送利用者とそれから音楽の著作者との間で話し合いができてまして、現在五千万円ほどのものがまあそのレコードによる音楽の放送等について著作者等に払われておるといふような実情もあるわけでございまして、したがって、放送については少なくともそこまで、国内的にいってもあるいは国民意識としてもそこまでは進んだということがまあ言えるのではないかと思ふのでございます。

で、日本では御承知のように、いわゆる喫茶店というのが非常に多うございまして、全国で七万軒ぐらゐると思いますけれども、そしてそのほとんどの喫茶店においてレコードを用いて音楽を演奏しているのが実態でございます。これは喫茶店がたくさんあって、そしてこれほどレコード音楽を使用している国はおそらく世界にないと思うわけでございます。それは日本の実は一層特別な事情であるかと思うわけでございます。そういうものについてもやはり著作権が及ぶようにするという考え方はとりつづ、しかしながら、それらの人たちが実際やはり著作権を使用しておるのだ、著作物を利用しておるからやはり権利者に何らかの形でお礼をしなければいけないのだ、そういう意識が、やはり法意識というものがあるのだ、という、いきなりというわけにはいかないだろうと、まあそういう、先ほど大臣のおっしゃいました形式と実質とを整えた段階においてそのような権利を実質的に全面的に欧米水準にすべきだというようなことにならうかと思うわけでございます。その間におきまして、私どもといたしましてはいわゆる著作権講習会あるいは関係者との懇談会等におきまして、著作権の重要性と、そしてまたそのことについての認識方はいろいろな機会において試みておるところでございますけれども、

なおそれを法意識として認められるまでにはまだ至つてないというのがまあ現在の日本の実情ではないだろうか、こういうことでございます。

○鈴木力君　その現状については、これはもう議論してもしょうのない話でして、こういう現状であるということだけは間違いない事実なんでありますから、だから問題は、私はいままで申し上げておりますのは、何となしに当局が、あとで法案についても若干お伺いするつもりだけれども、いわゆる文化庁長官というのがいろいろなところに重要なポイントを占めているわけです。指導的な役割りも持つておるわけです。この法案作成にあたりまして、この著作権の権利を擁護するという立場と、それと相反するというのは言い過ぎでありますけれども、直ちに立場が同じでない条件があるわけです。そういうことに對する積極性といいますが、たとえばこれはことばじりをとらえるつもりはありませんが、よく説明を伺いますと、現状に合わせなければいけないということばがよく出てくる、それはそのとおりだと思うのですけれども、積極的な姿勢という場合には、この著作権という一つの法律の運用を現状に持つていって合わせるということじゃなくて現状を、考えておるところに引き上げるといふ行き方がやはり私は常に当局としては必要じゃないか、ことばはどうでもいいんですけども、こういうものに取組む場合には確かに現状というものはあるわけです。しかしその現状にこれを持つていって合わせるということであれば、これはもう何十年たつても——だから二十年たつてもということになるわけです。中身はだいたい進んではおりますけれども、その意欲というものがあらゆる機会に非常に積極的に出ていないと、何となしに私どもも審議するにあたってさびしいような気がしてならない。その点をまず伺つておきたかったわけです。

○政府委員（今日出海君）　条約の条件をこの点で満たされないということは、すなわち日本の実情がおくれているとのみは私は解釈していないので

ありまして、ベルヌ条約は主として西欧的と申し
ますか、ヨーロッパを中心にした考え方でありま
して、ヨーロッパの習慣というものと日本の習慣
というものは非常にかけ離れたものがあるのであ
りまして、たとえばいま喫茶店の問題が出ました
が、日本では喫茶店と申しますが、ヨーロッパに
は喫茶店ということばがないということ、カ
フェーというものはほとんどフランスなどでは
津々浦々同じ形式でできておる、そのためにこ
の音楽が大ききところでは実演されている。ある
ところではオーケストラを持っている。少なくと
もトリオとか、カルテットぐらいの実演家が演奏
しておりましたが、レコードができるようになり
まして、彼らを、実演家がカフェーから締め出さ
れるというような状況がヨーロッパに起こったの
であります、この実演家の失業対策というもの
も実はこの著作権の、レコードの著作権というよ
うなものを重要視してきた一つの大きな要因であ
りまして、日本における喫茶店、各大学やその他
町々にある七万軒に及ぶ喫茶店というものの規模
は非常に小さくて、実演など考えも及ばない。こ
ういうような喫茶店というもののあり方というも
のがヨーロッパと日本というものと大きな違い
がありまして、これは日本がおくれているという
ような部分もございしますが、また違うというこ
ろに非常に大きな問題がある。つまりヨーロッパ
のほうもまた日本のこういう実情というものを認
識して、これから、七万軒から一々著作権の使用
料を徴収するということは非常にむずかしい、こ
れは技術的にもむずかしいでしょうが、実際払う
ほうからいえば非常に痛い思いをするというよう
な小規模な喫茶店もあるのであります、これが
実情であります、これからこの条約にこうある
からどうしても日本のそのような喫茶店のあり方
を特例として認めないというならばちょっとこれ
は入りにくいし、私はむしろ私らの努力はそうい
う七万軒に及ぶ喫茶店にも一つの著作権の法意識
というものの浸透というものが大事で、これも努
力しなければなりません、またベルヌ条約の加

盟国あるいは理事国、委員国に対して日本の喫茶店の、こういう方をしているんだということの認識もこれは大いにやらなければならぬいふことで、この点で、いまおっしゃるように、日本がもっと努力すべき点というのが私はその両面にあると思ひまして、今後、ヨーロッパと日本との相違というものと、それからまた法意識の浸透というものに鋭意努力いたしたいと、こういうように私は存する次第であります。

○鈴木力君 おっしゃることはよくわかるんで、やはり実情をどうするかということと、もう一つは、やはり条約そのものも固定するわけではございませんから、そういう形でのただ単にヨーロッパと日本とは実情が違うといつてしまつたんでは、これはもう味も何もないわけですし、そうなればこれは永久に加入しないということになつてしまいますから、長官があとでおっしゃつたような御努力ということもやはり私は非常に重要なことだと思つたのでして、日本の実情もあわして、全体でお互いが理解の上に立つて運用していく、そういう点の御努力もこれはしていただくべきだと思つた。よくお話はわかるんです。ただ基本的には利用者側ということよりは、やはり著作者の権利ということがどこまでも貫かれていかなければならないと思つたから、そういう面については具体的な扱いはいろいろあるにいたしましても、そこそ実情に合わせた扱いも研究されなければいけないにしても、やはり権利の所在ということだけはどんな場合でも貫くということがこの法の精神だと思つたので、そういう立場で作成されたというふうに認識しておりますから、そういう立場で今後も御努力をいただければ、こう思うのです。

条約関係についてはほぼわかりましたので、さきに私が申し上げましたこの法案に取り組みましてから今日までだいぶ長い時間がたつてゐる。特に文化庁、当時は文部省でありましたけれども、非常に適切であつたと思う点もございます。必ずしも時間を短くやればよいということではござい

1000

ませんで、審議会の答申が出ましてから一応文部省の第一次草案ですか、を出しまして、その第一次草案を各界に公表をしたといいますが、そうしていろんな皆さんのいわば百家争鳴と言つてもいいようなあらゆる意見を巻き起こしていった、そのためにある一定の時間をとらざるを得なかったという事は、これは私はむしろ適切な処置をとられたと、むしろ私はそう思つておるんです。ただそれにいたしまして、どうも経過から見るとそれだけでは割り切れないような感じがしてならない。そこで長引いたこの経過について少しそれこそ実態をお聞かせいただきたい、こう思うのです。

○政府委員(安達健二君) この著作権制度の改正に取りかかりましたのは、昭和三十七年に文部省に著作権制度審議会が置かれまして、文部大臣より諮問をいたしましたときに始まるわけでございまして、この著作権制度審議会では三十七年の四月から四十一年の四月にわたり、四年間にわたりまして審議が行なわれたわけでございまして、この間、問題別に五つの小委員会を設けまして、小委員会の中間報告、それから小委員会の審議結果報告というものを逐次公表いたしましたし、関係団体その他からの意見を求めつつ昭和四十一年の四月に審議会の最終答申をいただいたわけでございまして、この間に二百八十回に及ぶ会議をいたしておるわけでございます。四十一年四月に著作権制度審議会の答申を受けまして、当時文部省の文化局でこの仕事を扱つておつたわけでございまして、四十一年の十月に著作権及び隣接権に関する法律草案というのを文部省文化局の試案として公表いたしました。いま鈴木先生からお話しのあったように、各方面の意見を聞いたわけでございまして、同時に翌年の四十二年にわたりまして、この草案を基礎にいたしまして、法制局の審議等も重ねつつ、この著作権、四十三年の一月でございしますが、第三次案というのをつくりまして、それを関係者に示して意見を聞き、四十二年の四月に著作権法案として一応まとめ閣議で決定をして

いただいたわけでございますが、その法案は第五十八回国会には提出をされませんでした。翌四十四年の四月に至りまして第六十一国会に提出をいたしましたわけでございまして、ここで、衆議院の文教委員会におきまして七回にわたる審議が行なわれましたけれども、これは大学法案等の関連もございまして審議未了になったというところでございまして、それから昭和三十七年、四十年、四十二年、四十四年にそれぞれ著作権の暫定延長、保護期間の暫定延長の措置が公示されたわけでございまして、以上のような経過によりまして、この法案の御審議をいただいております段階になつておる、こういうことでございまして。

○鈴木力君 それで、四十一年の四月に答申が出たわけでございしますね。そうして十月に文化局試案を公表し、それからいろいろ意見を聴取をしておつたわけでありまして、四十一年の十月に第一次試案を出しまして、四十三年の四月に初めて閣議決定を見ておるわけなんです。この間には大体もうおよそ一年半というよりも二年に近いぐらいの時間をとつておる。その間の期間といふもの、これは意見を聞くにしても、ただ単に意見を聞いておつたということにはならないのではないかと。どういう作業をこの間にやつておられたのか。

○鈴木力君 それで、四十一年の四月に答申が出たわけでございしますね。そうして十月に文化局試案を公表し、それからいろいろ意見を聴取をしておつたわけでありまして、四十一年の十月に第一次試案を出しまして、四十三年の四月に初めて閣議決定を見ておるわけなんです。この間には大体もうおよそ一年半というよりも二年に近いぐらいの時間をとつておる。その間の期間といふもの、これは意見を聞くにしても、ただ単に意見を聞いておつたということにはならないのではないかと。どういう作業をこの間にやつておられたのか。

それからもう一つは、この四十三年の四月に閣議決定をいたしましたものが四十四年の四月に国会提案をされた。法案の間にまた修正が試みられております。その間の事情はどういう事情でこう動いたのか、いわばこの第一次案から、いろいろ試案がずつと出てきている段階でだいたいぶれ動いていふと、これはよくないですけれども、変更が加えられておるわけなんです。その変更が加えられておつた——一時間時間がありませんから申し上げませんが、その事情についてはどうもわれわれしるうとは納得できないようなものはないわけではございません。したがって、きょう、そういう第一次草案からおそらく今回の法案は第六次だと思つておりますが、そこまでの

変化をしてきた事情を少し伺いたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 私が申し上げましたことで、年限が一つ違つておりましたので……四十四年四月で、著作権法の第五十八回国会の閣議決定があったというところでございします。一年ずれておりましたので、御訂正さしていただきましたと思ひます。

で、四十一年の十月にこの草案を発表いたしましたと同時に、この草案の説明会というものをやつておるわけでございまして、そうしてまたこの法案の四十三年のあとにおきまして全国的に説明会をやつて意見を聞き、それから終始法制局との審議を続けておるわけでありまして、また必要に応じて関係団体との話し合いをする、関係団体の招きに應じて、その説明に行つて、意見を聞くというふうなことを終始やつておるわけでございまして、その間におきましていろいろ法案の修正を試みておるわけでございします。

○鈴木力君 一面から言つて非常にいい配慮をされてきたと私は思うんで、さつき述べたように、この種のものについてはいろんな人の意見、総意を集めていろいろな配慮もされてきたと思うんですが、この一次草案から今度の本法案までに、私は第六次だと記憶してゐるんですけども、ここに至るまでいろいろとまた書き直されておるんですね。その第一次の草案から訂正をされた部分について、いまの関係団体の意見の入つたものと入らないものはどういう状況になつていますか。

○政府委員(安達健二君) まず権利の保護期間のようなのは審議会の答申、それから第一次草案、それから今回の法案に至るまで、これについては原則的には保護期間についての変更は加えておりません。それから映画関係につきましては、条文の表現その他は別といたしまして、現在の法案とそれから審議会の答申との間にズレはございしません。それからなお、団体等の意見でいろいろこまかいのはございしますが、たとえば写真の展示権というふうなものは答申では触れていなかったのでもありますが、これを美術の著作物と同様に展示権を認めるといふようなことをしたとか、あるいは囑託による肖像写真については、答申等ですの利用について肖像本人の同意を要するものといふようなことがあつたわけでございしましたけれども、これらの事項は写真家の要望によりまして

した放送するほかに、たとえば書籍出版協会とか、あるいは雑誌協会、あるいは新聞協会、教科書協会といふようなものもございしますし、あるいはレコード協会、それからさらに使用者といひましては、全国観光社交事業者連盟とか、あるいは喫茶店の関係の団体とか、あるいは有線放送の関係団体とか、まあそういうように権利者側、使用者側、そういう各種の団体もございまして、おもなるものだけでも二十ぐらいになるわけでございまして、そういう団体の人とは終始連絡をとつて、意見を聞き、こちらの趣旨を説明すると、こゝういふような段階で進めてまいつたわけでございします。

○鈴木力君 一面から言つて非常にいい配慮をされてきたと私は思うんで、さつき述べたように、この種のものについてはいろんな人の意見、総意を集めていろいろな配慮もされてきたと思うんですが、この一次草案から今度の本法案までに、私は第六次だと記憶してゐるんですけども、ここに至るまでいろいろとまた書き直されておるんですね。その第一次の草案から訂正をされた部分について、いまの関係団体の意見の入つたものと入らないものはどういう状況になつていますか。

○政府委員(安達健二君) まず権利の保護期間のようなのは審議会の答申、それから第一次草案、それから今回の法案に至るまで、これについては原則的には保護期間についての変更は加えておりません。それから映画関係につきましては、条文の表現その他は別といたしまして、現在の法案とそれから審議会の答申との間にズレはございしません。それからなお、団体等の意見でいろいろこまかいのはございしますが、たとえば写真の展示権というふうなものは答申では触れていなかったのでもありますが、これを美術の著作物と同様に展示権を認めるといふようなことをしたとか、あるいは囑託による肖像写真については、答申等ですの利用について肖像本人の同意を要するものといふようなことがあつたわけでございしましたけれども、これらの事項は写真家の要望によりまして

した放送するほかに、たとえば書籍出版協会とか、あるいは雑誌協会、あるいは新聞協会、教科書協会といふようなものもございしますし、あるいはレコード協会、それからさらに使用者といひましては、全国観光社交事業者連盟とか、あるいは喫茶店の関係の団体とか、あるいは有線放送の関係団体とか、まあそういうように権利者側、使用者側、そういう各種の団体もございまして、おもなるものだけでも二十ぐらいになるわけでございまして、そういう団体の人とは終始連絡をとつて、意見を聞き、こちらの趣旨を説明すると、こゝういふような段階で進めてまいつたわけでございします。

○鈴木力君 一面から言つて非常にいい配慮をされてきたと私は思うんで、さつき述べたように、この種のものについてはいろんな人の意見、総意を集めていろいろな配慮もされてきたと思うんですが、この一次草案から今度の本法案までに、私は第六次だと記憶してゐるんですけども、ここに至るまでいろいろとまた書き直されておるんですね。その第一次の草案から訂正をされた部分について、いまの関係団体の意見の入つたものと入らないものはどういう状況になつていますか。

○政府委員(安達健二君) まず権利の保護期間のようなのは審議会の答申、それから第一次草案、それから今回の法案に至るまで、これについては原則的には保護期間についての変更は加えておりません。それから映画関係につきましては、条文の表現その他は別といたしまして、現在の法案とそれから審議会の答申との間にズレはございしません。それからなお、団体等の意見でいろいろこまかいのはございしますが、たとえば写真の展示権というふうなものは答申では触れていなかったのでもありますが、これを美術の著作物と同様に展示権を認めるといふようなことをしたとか、あるいは囑託による肖像写真については、答申等ですの利用について肖像本人の同意を要するものといふようなことがあつたわけでございしましたけれども、これらの事項は写真家の要望によりまして

これを削るというようにいたしておるわけでございます。それから実演家の録音権につきましても、実演家に有利なように変えておるわけでございませう。また、レコード協会の要望によりまして、外国の原盤を輸入して国内で複製頒布するものという場合においての無断複製を防止するための措置を、答申では触れてなかったけれども、これを明文で明らかにした。あるいは著作者の死後における人格的利益の保護につきましても、答申では財産権たる著作権の消滅後はこれを保護しないというようにしておいたものを、これを永久に保護するように改めたというのもございます。それから翻訳権の十年留保につきましても、この答申では触れておらなかったわけでございますが、新法施行後十年間お従来の制度を続けるというようにしたというところがございませう。それからもう一つ、先ほど来お話の出でございました附則の十四条というものを加えたというようにあるところが大きいところの修正ではないかと思ふわけでございます。

○鈴木力君 私がこれを伺いましたのは、なお今日まだいろいろな団体でやっぱり問題をずいぶん持っておられるように聞いておる。もちろんこれは法律ですから、そしてまた全体的な配慮をしなければならぬから、さらに本質的な著作権のあり方という、そこを踏みはずすわけにはまいりませんから、どなたの意見も全部聞くというわけにはいかない、そのこともよくわかると思ひます。ただ、映画とかそれらの問題についてはまたあとで法案の内容で少し伺いたいと思つてゐるんですけれども、この長引いた間に、巷間伝えられるところによると、どちらかというと、たとえば映画で言えば、映画会社側といったような、そういう形の働きが非常に強くて、そこで難航したというふうな巷間伝えられているように私は思つております。写真の問題にいたしましても、たとえば大手の出版関係が非常に強い意見を持つておつたとか、したがって私どもはこの著作権という一つのあり方から考えまして、この法案に対しての

いろいろなまわりの意見を聞く場合に、何か権利を持つてゐるものと利用する側とを相対置して、同等に置いておいて意見を聞いて文化庁それ自体が苦勞したのではないかと、多分これは勘ぐりかもしませんが、そういう見方はさへ伝わつておる。そういう見方が伝わつておつてこの法案が実行されるということになれば、これは文化庁当局の善意とは別に非常に不本意な状態が出てきはないかと、こう思ふ。そういう心配があつたものですから、この点を伺つたんです。いかがですか。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申し上げましたように、法案作成にあつた答申よりもむしろ著作者側のほうの、味方と言つては失礼でございますが、著作者側の意見を相当取り入れて直しておるというところは多いと思ふわけでございまして、したがって、私どもとしては著作権法は第一義的には著作者なり著作権の保護をはかるということに第一義でございますので、終始この趣旨を貫くことに全力を注いだわけでございませうけれども、しかし同時に他面、先ほど来大臣、長官からお話ございましたように、ある程度実態ということも考慮しなければならぬ。したがって、法律といたしますと百歩前進するわけにいきませんので、一歩あるいは二歩、あるものについては十歩というように形でも進歩をする方向で考えておるということでございまして、決してこの法案の作成の過程ですべてが使用者側の意見によつて左右されて直したというようなことはなことを御了承いただきたいと思ひます。

○鈴木力君 すべて利用者側にと私も思つておりません。それはもちろん当然なことでありませうが、たとえば審議会の構成を見ましても、いつの間になんですが、たとえば文芸家を入れますと出版側のほうがそこに對置されて入つておる、映画の監督なりあるいはシナリオ・ライターなり、そういう著作者側のほうが入つてあると映画館がそこに入つておる、あるいは実演家を入れます

というレコード会社が入つており、観光なんやというものが入つておる。こういうふうな、どうもそう見えてならないのですよ。そういういたしますと、初めからこの著作権という一つの考え方の中に利用というものが非常に濃厚に入つておつたのではないかと、これも勘ぐりであると言われればさうですかと言ひますけれども、どうもそう見えてならない節がある。そうして、さつき巷間伝えられておるというふうな申し上げましたけれども、そういうものが今日まで答申が出たから数年の間出てきておる。閣議決定をやつたものがまた変更になつておる。この変更になつた部分についてはあとで内容のところでもたゞ言ひますけれども、そういう伝えられたままでこの法律がでか上るといふことは私は不幸なことだと思つてゐるので、この辺はやっぱり天下にそういうふうな伝えられておることは事実とは違ふのだというところをこの際こころにきつりしてもらいたい、こう思ふ。

○政府委員(安達健二君) 著作権制度審議会の構成の問題でございますが、これは三十人以内の委員で組織するということで、学識経験のある人から文化庁長官の申し出によつて文部大臣が任命するということでございます。権利者、使用者、中立側というふうな表現をかりに用いると、すべてがこれ学識経験者という立場で御意見をいただく御審議をいたしておるわけでございませうが、そういったした場合、権利者側が十人、使用者側が八人、中立側が十一人ということになるわけでございます。この審議会の委員の構成の場合に、権利者も使用者も入れないで、全く第三者的な、いわゆる中立側だけの委員で構成するか、あるいはその中に、学識経験者であるけれども、権利者なり使用者側のある程度の色彩のある方を入れるかというの、これにつきましては、やはりその著作権というものが権利の保護を第一義とはいたしますけれども、同時に著作物が円滑に利用されるというふうな面も配慮をしなければならいと思ひます。

し、また、法案がもしかりにお認めいただいで実施される段階におきまして、これが円滑に実施されるというのを思ひますと、やはりそういうような考慮も払つておくほうがいいのではないかと、いうことで、いわばこの三十人の構成は以上申し上げたような考え方から立つておるわけでございませう。しかしながら、私どもはこの審議会の委員の方々はあくまでもやはり学識経験者という立場において御審議をいただいておることを信ずるものであります。また、その後の法案の作成過程におきまして、私もいろいろな団体の意見を聞く場合におきましても、やはり著作権制度というものは権利者の権利の擁護を第一義とすべきであるというところを常に念頭に置きまして、そういう観点において法案を作成したものでありまして、いたゞらにその使用者の側の団体の意見を聞いて、それで右往左往したというものではないというように私どもは信じておる次第でございます。

○鈴木力君 まあよくわかつたと申し上げておきます。そこで、著作権というあれですね、まあ定義というわけでもありませんけれども、著作権の考え方につきましても、第一義的には権利者のものであるけれども、というところと、第一義的には私は気にかかるところです。一体著作権というものは第一義的には権利者のものであり、第二義的にはだれのものでございませう。○政府委員(安達健二君) ことばがちょっと足らなかつたと思つてございませうが、著作権法の目的は、第一義的には著作者あるいは著作者の権利を守る、あるいはその内容を高めるといふことにあるというところを申し上げたわけでございませう。○鈴木力君 そういたしますと、今度は法律になります。この法律は、第一義的には著作権を持つておる著作者の権利を守るのであるが、第二義的には利用ということが考えられておる、こう解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(安達健二君) 第一条にも申しますように、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつゝ」というところをございませう。すなわち、著作権というものの内容を定める場合におきましても、その著作権の内容が天賦人権的なものであり、これが永久普遍なものであるというわけではございせんので、たとえば著作権については保護期間というものがございまして、一定の保護期間後はこれが自由に利用できるようになる。あるいは著作権については公共の福祉という観点をさらに具体化した「これらの文化的所産の公正な利用」という観点に立つての著作権の制限の規定もあるわけをございまして、そういうような意味におきまして著作権法全体と見ますと、まずは第一義的には著作者の権利を擁護することが目的であるけれども、その権利を擁護する際にその権利の内容を定める場合に、同時にこの文化的所産の公正な利用にも留意をするというところでございまして、申しましたように留意というところでございまして、それにも心をとめるという、まあ副次的なものである、こういうふうに御了承いただきます。

○鈴木力君 それじゃ中身に入りますが、どうも私はよくわからぬのです。もしも留意、心をとめるという程度だという理解ならば、この法律は第一義的には著作者の権利を守るといふ言い方である、そうすると第二義はどこへいっているのですか。

○政府委員(安達健二君) 第一義と第二義とは相当な差があると思ひまして、第二義という意味におきまして留意というように申し上げているわけをございませう。

○鈴木力君 これは違うと思うのですよ。これは目的ですからね、この目的を達成するためにこれに注意しなければならぬという表現ならわかる。私はほんとう言いますと、善意にそう読んだのです。ところがいまの説明によると第一義的にはこうであつて第二義がどこかに隠されておつて留意ですよ、留意ですよと言ふわけです。もし

も留意ですよと言ふなら、第一義がないわけですよ。著作者の権利を守ることを目的とする、それでしよう、私の解釈間違ひありませんか。

○政府委員(安達健二君) おっしゃるとおりだと思います。

○鈴木力君 それならばいま次長のおっしゃった第一義的なことをよく言われるけれども、その第一義はもうこれは取り消してしまつて、この一条というのは著作者の権利を守ることを目的とする、その目的に到達するまでに、いろいろ配慮しなければならぬものは数々ございませう。それを法律に書くことによつてこれも目的だという誤解を与えるわけです。次長が誤解しておつたと思うのですよ。いままでの答弁では、提出をする当局が誤解しているような表現であるから、世間が誤解をすると思う。氣をつけることはまだあるでしょう。利用以外にまだあるでしょう。留意しなければならぬことは。だからさういうあいまいなことが一條から出ているから、さつき私が経過についているいろいろなことが伝えられていて、こういうことを申し上げざるを得ないわけだから、もうその態度をすっきりして、第一義は著作者の権利を定めることが目的である、こういうことでもう意思統一をして、次に進みたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(安達健二君) 第一条を読んでいた

きますとわかると思ひますが、「文化的所産の公正な利用に留意しつゝ、著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」ということでございまして、留意しつゝ、著作者の権利の保護をはかる、権利の保護をはかることが私が申しました第一義のことである、そうしてもちろんその「公正な利用に留意しつゝ」という、そういう構想になつてゐるわけをございませう。この第一義的目的と申しますか、中心目的は著作者の権利の保護をはかるべきである。しかしながら憲法にもございませうように、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とあるわけ

ございまして、その「公共の福祉に適合するやうに」という内容を著作権法に即して言ひますと、「文化的所産の公正な利用」ということになる。そういう考え方に立つてゐるわけをございませうから、私の申していることはあくまでも著作者の保護が第一義的であつて、同時にさういふことにも留意しなければならぬ、さういふのを「留意しつゝ」という表現をしてあるつもりでございませう。

○鈴木力君 どうも私、文法がよくわからぬのであれですけれども、目的は著作者の利益を保護するということなんですよ。著作者の権利の保護をはかると、さういふことなんですよ、目的は。その権利をはかると同時に留意をすることが「留意しつゝ」なのでしょ。文章読んで見ますと、さうしますと目的が第一義的にはこれだといふと、第二義の目的は何になるんですか。

○政府委員(安達健二君) 一義二義といふことがどうも少し誤解を与えたやうでございませうが、この目的でござんたいだきまして、第一条の構造を説明させていただきたいと思ひますが、第一段は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、」といふことで、この法律は著作者と著作権隣接者の権利を定めることであるといふ内容を言つておるわけをございませう。

その次に、それではその定める目的といふことは何であるかといふと、その「著作者の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」、したがつて、その次は著作者の権利の保護をはかるわけである。そしてその際には、著作者の権利の保護をはかる場合において、その著作者の権利の内容を定めるに於いては「文化的所産の公正な利用に留意し」なければならぬ。その著作者の権利の保護をはかる内容において「公正な利用に留意しつゝ」と定めるといふことが、それがさういふことによつてこの法律は文化の発展に寄与するといふ最高目的になる、さういふ三段構造になつておるわけをござい

ます。

○鈴木力君 そのとおりだとばかりも思ふんですよ。ところが、説明すると、第一義に目的は、さう言うから、第二の目的はそこにあると私は聞いてゐるんです。だから、さういふ説明があるから世間が誤解をするわけですよ。さういふところは非常に誤解の多いところだと思ふんですよ。どうも次長も誤解しているのじゃないかと思ふ。第二の目的に利用があるといふふうに誤解しているから、第一義第一義と何べん言つてもさういふのじゃないかと、さう思ふのですけれどもね。それはよっぽど氣をつけないといへないことだと思ふ。目的じゃないのですね、「留意しつゝ」は。さうでしよう。たとえばこれは適切な例じゃないにしても、子供が学校に行く場合に、雨の日に雨具を着ていくというのが上の「定め」に当たるわけですよ。そして学校へ行つて勉強して何々といふのが最高目的になるわけですよ。途中自動車やその他を氣をつけつゝとね。さうでしよう。その目的に到達する間に注意しなければならぬことがあるという指摘なんであつて、目的じゃないんですよ、こんなところが。

○政府委員(安達健二君) 大体先生と私もさう違

わなと思ひますが……。

○鈴木力君 見解が一致すればいい。

○政府委員(安達健二君) 文化の発展に寄与するといふことを考える場合に、この文化の発展という観点から申しますと、著作者の権利を保護するといふことが非常に大事なことであるといふことはもう幾ら強調しても過言過ぎることはないわけをございませうが、その際に、著作者の権利の保護をはかるといふだけであるといふやうになりますと、そのためにさういふ文化の所産の公正な利用までもできないやうになるといふことになる。これは文化の発展に寄与しないことにもなりかねないわけをございませう。したがつて、やはり著作者の権利の保護をはかる場合には、さういふ権利の内在的な制限といふものを考える場合には、これはやはり文化的所産の公正な利用といふ

ようなことにも留意しつつ定めないと文化の発展に寄与することができないということにもなるわけでございます。したがって、留意しつつ権利の保護をはかる。そして相まって文化の進展に寄与する、こういうことだろうと思うわけでございます。

○鈴木力君 ですから、ここはもう、くどくで申しわけないのですけれども、大事なところだからはっきりしたいわけです。この「利用に留意しつつ」というのは目的ではないわけですね。目的に到達するために留意しなければならない点を指摘してあると、こういうことなんですよ。それがはっきりすれば私はいいんですよ。何かことばの裏に、これも目的なんですよという裏が出てくると、私はこれをこのとおり読めないと、こういうことです。

○政府委員(安達健二君) 著作権等の権利の保護をはかる場合において、その権利の内容を定める場合において「文化の所産の公正な利用に留意しつつ」定めなければならない、こういうことでございます。

○鈴木力君 留意することはわかりますよね。ただし留意というのは、おそらくこれだけじゃない、まだ留意しなければならないものが出てくると思うのです。この「著作権の権利」を定めて、「著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」、そこへいくためには、中には留意しなければならないものはいろいろあるだろう。それはやっぱり留意するということが必要であるかもしれない。ただそこるところで、いま何べんもしつこく申し上げたけれども、はっきりしておかなくちゃいけないのは、「文化の所産の公正な」、まあ「公正な」ということばがついているけれども、利用に留意するというのが目的に置きかえられるたいへんなことになる、この法律の趣旨からいっても、本質的なところからいっても。だからこれは目的ではありませんか、はっきりと言っておいてもらいたい、こう言うのです。

○政府委員(安達健二君) この第一条に書いてある、この全体がこの法律の目的でございます。この法律はどういう目的であるかという、その目的を言う場合に、権利を定めるという趣旨の内容において、そして目的は著作権の権利の保護をはかって、文化の発展に寄与することである。その際、常にその「文化の所産の公正な利用に留意しつつ」、保護をはかると、その一本で読んでいただければ、留意しつつ保護をはかることが目的であって、そういうことを目的として、そうして恒久的には文化の発展に寄与すると、こういうことでございます。目的ではないのだと言われますと、目的に書いてあるのにおかしいじゃないか、こういうふうにも言われますが、そうじゃなく、留意しつつ、著作権等の権利の保護をはかる、それが目的になるわけでありまして。

○鈴木力君 そうすると、これは重大なことになるのです。いま次長が説明したようなことになると、「留意しつつ」というのが目的の頭について絶対条件だという御説明でしょう、あなたの場合には、いま、こうなっていると、この法律の趣旨というのはひっくり返ってしまふ。留意しないので著作権の権利の保護をはかるとは全部目的の外になってしまふ。常にそういう配慮が必要だということとはよくわかるのですよ、私は。しかし目的にこれを結びつけて頭につけた条件という説明をされると、一体著作権法というものは何なんだということになってくる。だからもうすなおに、目的にいくためのものであって、途中の注意しなければならぬということを指摘をしているのだらうという解釈、これなら私はすなおにわかるのです。ところがそうじゃなく、「著作権等の権利の保護を図り」、その上の頭についたもので、目的からこれがはずれないということになると、これはあとで著作権とは何かということと長官からももう少し聞かないと、この法律の審議には入れないのですよ。

○政府委員(安達健二君) 私の申しているのは、第一条のというのは、著作権法を定める目的というところでございまして、著作権法の目的は何かと言われた場合に、端的に言えば「著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」である。しかしながら、その場合、著作権等の権利の保護をはかる場合には、その権利にいわば公共的な限界というものがありますよと、そういう意味においてその限界も注意しつつこういう保護をはかっておりますと、こういうことだけなんです。

○鈴木力君 ですから目的ではないのだと、目的に到達するための留意しなければならない事項としてこれをここにうたつてあるのですと、こういう説明だと私はわかるというのです。ところがそうじゃなく、さっきあなた言ひ返したときみたいに、こういくためには、これが頭に結びついて目的なんですよと言われると、私の日本語の能力ではひっくり返る、解釈が、第一条というのは性格をきめるのですから、非常に重要ですから、しつこく、くどく申し上げる。

○政府委員(安達健二君) 先ほど来申し上げておりますように、「著作権等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること」が目的であるけれども、その際著作権にも公共的な限界があるからそういうことを考慮しながらこの法律は定めたものでありますと、こういうことを言っているわけでありまして。

○鈴木力君 一応注意を喚起しておくということですね。

○政府委員(安達健二君) はい。

○鈴木力君 まあ、その辺でわかりました。そこで第一条、そこがどうもいろいろ問題点だと思えますから第一条の読み方をいま一応はつきりしてもらつたつもりです。それでもまだはつきりしないとすればその作業はあるかもしれない。それで、利用ということですね。注意しなければいけませんよという指摘はよくわかるのです。ただし利用という点を法律に、その目的に到達するまでの説明にせよ、利用という面から取り上げて説明した例は諸外国の著作権法ではどの国

にどの程度ありましようか。

○政府委員(安達健二君) 一般に著作権法で、その著作権法の目的を一言書いたというものはあまり例を見ませんが、チエコスロバキアの著作権法にそういうものがございまして。

で、こういうような目的をこの著作権法につけるかどうかということにつきましては、過程におきましていふん法制局との間で審議をしたわけでございます。ところが、わが国の法律は、新しい法律はすべて目的を書いて、それからその法の考え方、運用指針等を書いた上で各条文に入ると、こういうことになっておりますので、その例にならつたわけでございます。たとえばこの著作権法と非常に似ている意匠法を読みますと、第一条に「この法律は、意匠の保護及び利用を図ることに、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」、こういう立法例があるわけでございます。で、ここでは「意匠の保護及び利用を図ることに、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」というように非常に利用面が強調されているわけでございます。これに対してこの法案におきましては「公正な利用に留意しつつ」と書いています。ここに「公正な」というものを入れました。しかも「留意しつつ」ということで、意匠法等よりは利用面というものを、先ほどのことばを使うとまたおこられるかもしれないが第二義的、むしろ強調しないで留意事項に置いて置いた、こういうことでございます。法律に目的を書くのは問題がありますけれども、日本の立法例からいいますと意匠法等にもそういう例がございまして、そういう例を見ながら最も著作権法に即応するものを用いてこういう表現になつたわけでございます。

○鈴木力君 大体そこところのところがさっき私が申し上げましたようにはっきりすれば問題はないのですけれどもね。ただ、私がやや多少心配するのは、次長が意匠法と同種の法律と言われるところに、片方は産業のなになにをはかるんでしよう。これはもう利用しなければということになるので

すけれどもね。そういうものと同種だという考えに説明をされるのでどうも私はこんがらかるのです。やはり著作権というものは文芸なり学術なり、あるいは芸術なり、そういうものの崇高な非常に価値の高いもの、これに置いての崇高なすよね。これと意匠法と、ぼくはその法律の中身は詳しく知りませんが申し上げかねますけれども、産業の振興をはかるための目的を持った法律と同種のものでございまして、これを文化庁の当局から言ってもらいたくないんです。この法律の審議をするときにはほんとうはもう少し次元の高いものだという考えでこれをやはり扱っていききたい。次元高い、低いというところをこれとばかり悪いですから一応取り消しておきますけれども、そういう性格が違うのだという扱いを私はしたいような気がするのですがね。

この辺は別にたいしたことでもありません。しょうから、私の考え方をちょっと申し上げておくのですが、それであと少し具体的にちよっと伺いたいのですけれども、ひとつ映画について先ほど以来いろいろとありましたから条文はともかくといたしまして、映画というものはいろいろありますけれども、映画が一つ著作権の対象になるわけでもございまして、それは私も賛成です。もつと中にはどうかと思うものもありまして、一応映画というものの一つの芸術的な作品として非常に大事に見なければいけないわけですから。ただその見ますときに、映画をつくり上げるまでの人たちの役割りといいますが、ぼくはこういう仕組みはあまり詳しくはわからないのですけれども、どういう位置づけをなさってこの法律を映画の項についてはつくられておられるのでしょうか。一応の説明をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 映画、たとえば劇映画といいたしますと、まず第一、普通の場合は原作、小説を映画化するというような場合でございまして、小説の著作物が一つあるわけでございます。それから、その小説のままで映画になりません

からそれを映画のためのシナリオにしなければならぬということになるわけでございます。それからさらに映画にはそこに音楽が入ってくるわけでございます。まあそういうような原作者というグループが一つあるわけでございます。

それから今度はそれを映画にするためにはそこに映画の製作者、まあ会社の場合もございまして、あるいは独立プロの場合もございまして、そういう映画の製作者というものがございまして、その映画の製作者が、まあちよっと順序は逆になりましたがこれが一番最初ですが、どういう映画をつくらうかという発意をする。そしてその原作者を選び、そしてそれからシナリオをつくらう、それから音楽を挿入する、あるいは美術などをそこに挿入する、そういうようなことになるわけでございますが、そういうような原作者のグループ、それから製作者というものがあつて、それから今度はそれをさらに映画にリアライズする、実現するためにはプロデューサーと、先ほどの独立プロと違ひまして個人的に映画をプロデュースする制作者と、衣へんのあつたものといふと恐縮であります。が、法案では衣へんのあつたものでございまして、そういうプロデュースというものがあつて全体の企画を立てていくわけでございます。

そこで今度はそのもとで監督がいろいろコンテをつくらう、あるいはそれによつて芸といひますかを俳優につけたり、そこにまた俳優を雇つてきてその俳優に芸をつけたというようにすることをして映画ができてくるわけでございます。それから、当然映画でございましてカメラマンといひものがなければならぬ、劇映画の場合でございまして美術監督といひようなものがあつて、そしてそこで映画といひものがつてくるわけでございます。それでそこで映画ができたといひて初号プリントができるというところで映画といひものの著作物が完成する、まあこういうことになるわけであり

ます。この法案におきましては、まず第一番目の小説家とか、シナリオライターとか、音楽の著作家と

いうものは原作者のグループでありまして、これは映画家の権利といふことで処理をする。それからそれぞれの実際に映画をしていくところのプロデューサーとか監督とか、あるいはカメラマンとか美術監督といひようなものを映画の著作物の著作人にする。著作人にするけれども映画のいわゆる経済的利用権のほうの著作権、これを上映したり、あるいは外国に出したり、そういうような経済的利用権のほうは、この映画の製作者、製作会社なり独立プロ自体に与える。まあ大ざっぱに言ひましてこういう構成になつておるわけでございます。

○鈴木力君 そうすると、いま著作家の中に入らなかつたいわゆる俳優ですが、実演家ですか、これはどういふことになりますか。

○政府委員(安達健二君) いわゆる著作家といふものは、その著作物、まあ映画なら映画といふ著作物の全体的形成に、総括的に寄与する。その部分部分を受け持つといふのじゃなくして、この映画全体といふものをつくり上げる、そういうものに協力したものであるといふことでございまして。まあ、監督等はそういう者に当たるわけでございますけれども、俳優等は——いわゆる実演家でございます。まして、そういう実演家としての保護を与えたいといふことで映画の著作家とはしない、こういう形になつておるわけでございます。

○鈴木力君 この実演家として位置づけるわけですね。

○政府委員(安達健二君) そうでございます。

○鈴木力君 そうしますと、どうも私はこれを読んでみてはつきりしないのですが、隣接権のところでは俳優の権利といふものは入つてゐるのですか、いいのですか。

○政府委員(安達健二君) 第二条の定義の第一項四号のところ、実演家といふところに、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者」といひのがございます。そして実演家、隣接権の実演家の権利の中で第九十一条で、「実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有

する。」といふところに關係してくるわけでございます。

○鈴木力君 實際問題といたしまして、これらの關係といふのは入り組んでおつて、創作性に寄与するところまでを著作家とする。大体その考え方わからぬわけじゃないんですが、俳優には全然創作性に寄与するといふことはいふと見ていいの

か。

○政府委員(安達健二君) それは非常にむづかしい問題ではございまして、いづゆる全体的形成に創作的に寄与した者かどうかといふところが問題点の中心でございまして、これにつきましては諸外国などの実例を見まして、あるいは法律的にははつきり書いてないところなど、いろいろ聞いてみますと、やはり俳優は著作家ではないといひのが定説なようでございます。これが創作に寄与したことは事実だと思ひますが、全体といひますか、その全体に創作的に寄与するといふものであるかどうかは、むしろ否定的な見解が多いようでございます。私も、そういう見解に立つておるわけでございます。

○鈴木力君 そこで、あと隣接権との關係が出てくると思ひますけれども、この普通の映画を作製する場合に、いまだのような俳優がいろいろと構成をされて出てきます。その場合のあれはどういふ位置づけになりますか。著作家でない。私はいまだのようなそういう見解があれば、この見解に基づけば著作家ではない。だがそうすると著作家とそれから実演家といひますか、俳優との關係は、これは著作権とは直接關係がないかもしれないけれども、一つの製作過程においては重要な問題がひそんでゐるような気がいたします。その辺の關係を少し伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申し上げましたが、映画の場合にはこういう映画をつくらうといひ熱意を持ち、そして責任を持つところの映画製作者といふものがあるわけでございます。その映画製作者との間において参加契約を結ぶと、俳優は、その間において経済的な利益を得ると、

こういふような形になろうかと思ひます。

○鈴木力君 これはあとで隣接権のところ、少しまた伺いたいと思ひますが、この映画の著作者のところで、著作者はいま言ったような監督になるのか、あるいはプロデューサーになるのか、そういう人たちの、いわば共同著作というところになるわけですか。俳優は除いたといたしましても。

○政府委員(安達健二君) 著作物という性格から言いますと、共同著作物でございます。

○鈴木力君 そこで著作者に著作権を与えないで、この法律によりますと、何か製作者に著作権を与える、こういうことになっておりますね、著作者が著作権を持たないという例は映画以外にございますか。

○政府委員(安達健二君) お答えだけをいたします。映画以外にはございません。

○鈴木力君 そこでいろいろ、どういふ理由かはあとで伺ひますけれども、第一条と抵触しないんですか。第一条の目的は、「著作者の権利及び隣接する権利を定め、」著作者の権利の保護をはかり、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。製作者の権利をはかるというところは目的にはないわけですね。この点はどうなんですか。

○政府委員(安達健二君) 映画のいわゆる著作者につきましては、この法律で著作権全般につきまして著作人格権というものと、それから経済的利用権としての著作権を与えるというものを原則にしてゐるわけでございます。映画の場合には、その著作者であるところの監督というものは、映画の利用に関する著作人格権というものを与えて保護すると同時に、映画の著作権につきましては、これは映画製作者に帰属するというところにおいて、その映画製作者との間におけるところの契約等におきまして、その経済的利益をはかる、こういうことによつて映画の著作者の権利の保護をはかるということになっております。

○鈴木力君 そのあとの仕組みについてはあとで

伺ひますがね、少なくとも製作者というのは著作者ではないでしょう、どうです。

○政府委員(安達健二君) 著作者ではございません。

○鈴木力君 そこで第一条に著作者以外の権利というところはないと私は思ふのですよ、これを読んだ見ますとね。著作者の権利を守るといふふうに書いてある、そうでしょう。そうするとこの第一条と法律的にいつて——中身はあとでいろいろと説明もあるだろうし、伺ひますけれども、法律的にいつて抵触しませんかということを聞いています。

○政府委員(安達健二君) 著作者等にとりては権利を与えるということ、その与えられた権利の保護をはかるということの二つがあるわけでございます。映画の監督等の著作者の権利は、その著作人格権、それから映画の製作者との間における契約における経済的利益をはかることによつて、その映画の著作者の権利の保護をはかる、こういうことになっております。

○鈴木力君 いや、だから著作者の権利はいろいろな形で便法を講じて守つておりますというところは言えると思うのです。ただ著作者以外の権利を守るといふことは、一条を読んだと見るとどうして出てこないわけですか、私も読むと。さつき確認いたしましたように製作者は著作者ではないわけですよ。そうでしょう。製作者は著作者ではないんです。その一条の目的では、どこまでも著作者ということになってゐるわけですよ。そうすると製作者でない者の権利を、あとのほうではいろいろと細工をして認めておつて、目的のところでは著作者とはつきりしてゐるのですから、やはり第一条に合うように映画のところも条項を整理しておいて、そうして細工の中での合理的な、それこそ長官のおっしゃるような実態に合うような方法を講じていけば、それは権利は守れると思ふのだが、どうも法律の、映画の中身の問題じゃなくて体系的にいつて、著作者以外の者の権利というものが、頭から著作権を持つという権利として

出てくることに抵抗を感ずるということをやつてゐる。

○政府委員(安達健二君) 再三申し上げておりますように、著作者等の権利の保護のはかり方の問題だろうと思ひます。

○鈴木力君 いやいやそうじゃないんです。著作者以外の者の権利を守るといふことが一条にあるのかということをやつてゐるのです。

○政府委員(安達健二君) この著作者の権利の保護をはかる場合にどのようにしたならばその著作者の権利の保護がはかれるか、これが個々の著作物によつても違ふと思ふのでありまして、まあ多少その内容を御説明させていただきますと、映画といふものは非常に他の著作物とは違ふ点があると思ひます。小説家が書斎で書いたものと思ひます。小説家が書斎で書いたものと思ひます。一つは先ほど来申し上げておきますように、非常にたくさんの方が参加してつくられるところの総合的な芸術作品であるといふ点の一つ、もう一つは、映画といふものが相当多額の金をかけて、そして行なわれる、しかもその著作物自体が製品である。たとえば本の場合には原稿というふうな形で著作物はつくられるわけですが、映画の場合にはそのつくられる著作物自体が企業的な製品である。こういう違いが一つあるわけでございます。そういう二つの点から着目いたしまして、映画の著作者であるところの監督等の権利をはかるためにどうしたらいいかというところになりますと、その経済的利用権をその映画製作者に統一して、そしてそれが容易に映画の著作物が利用されて、そのことが監督等の経済的利益にもはね返つてくるわけでございます。そういうふうな総合的な観点から見た場合におきまして、映画の著作者等の権利の保護のはかり方については他のいわゆる一般の書籍で書かれるところの小説等とは違つたそういう保護のはかり方があり得るわけであり、またそれをそうすることがむしろ逆にそういう人たちの権利の保護をはかることに役立つ、こういう観点

に立つておるわけでございますから、この著作者等の権利の保護をはかるその手段として、映画の著作権は映画の著作者に帰属させる。そのことによつて映画の著作者は人格権のほかにもそういう前提のもとに契約を結んでその権利の保護をはかる、こういうことだろうと思ひます。

○鈴木力君 まあ、だらうと思ひます程度ですが、まだやっぱ議論の余地があると思ひますがね、私はどうしてもいまの次長の説明には理解しかねる。確かに次長の前半の説明はよくわかるのですよ。というのは著作者の人たちの権利を守るための方法としていろいろ考へてゐるのであるから、もう著作者の権利を守るといふことには抵触をしない、その考え方はわかる。しかし私が聞いている限りは、映画の著作者の人たちはかえつてこの条項は権利を剝奪されたという見方をしておる。該当者は自分が持つておつたほうが保護されると見てゐるわけですよ。それを、その人たちがおまえにはやらぬぞと、こういつてゐる言ひ方は、これはちよつと……。私は、いままで何べんか意見を聞いてやつたことには敬意を表したし、適切な処置であつたと思ひけれども、ここで聞かないといふことがどうも私には理解できない。

それからもう一つは、この法律を読んだと見ますと、著作権といふのは譲渡することができるといふ。そうすると、あくまでも著作者に著作権を与えるのだという原則をここに打ち立てておいて、もし保護されないような条件が出てきたら著作者と会社との間で保護されるように協定する道をあけておけばそれでいいのじゃないか。そうすれば安達さんの言うように、会社側に事情があつてこうしたほうが保護されるという場合には、著作者が権利を持つておつてこの権利を会社側にやつて、やつてもらう方法があるわけなんです。そこで救われるわけですよ。救われる道もある。それなのに、あえてここにこだわつて、そうして第一条のどこを読んでも、著作者の権利を守るといふことは書いてあるが、著作者以外のものがなりかわるというところはこの目的にはないわけ

です。たぶん「等」と書いてあるからと言いたいのだらうけれども、これは立法上からいって、主たるものには入らぬはずで、「等」ということは、予測されないことが出てくることを考えた場合に「等」をつけるというのが、法律の常識なものであります。特に先回りして言っておきますから、「等」で逃げるわけにいきません。いいですか。ところが映画の場合には予測しているのですから、予測しておる場合には「等」で逃げられないのです。しかもいまあなたが言ったような著作者の権利を守る方法としては、確かにそれは小説を書くとかそういう人と同じに扱えない事情がある、その事情にあわしていくには著作側が自分の権利を譲渡することによって行く道が開けておるのですから、それをあえて製作者に著作権譲渡ということが法律で頭から出てくるというこの理由は、どうしても私は納得できないのです。

○政府委員(安達健二君) 一つ実体との関係を先にちょっと説明させていただきたいと思ひますが、監督さんたちがこの法律によっていままであった権利まで奪われるというような話をしておられるようにございますけれども、実体は——実体と申しますか、現行法におきましては、映画の著作権については明記いたしていないわけでございます。この映画を「製作シタル」者と書いてあります。これにつきまして裁判所の判例などでは、製作したものは製作会社であるというように判例も出ておるわけでございます。そうしてそれからもう一つ、監督等がその会社と契約する等の場合におきましては、一切の権利を会社が行使することを認める、こういうようなむしろ規定が現在契約等に入っておるわけでございます。ところがこの法案におきましては、著作人格権というのを認めておるわけでございます。人格権はこれは何にもならないのだというのとは、たまたま話でありまして、実体的にも、たとえば劇場用映画を放送映画のテレビ用に再編集する場合に、たとえ二時間のものを一時間二十分に切るといふことになると、これは映画の著作物の内

容の改変になるわけでございます。その場合には、むしろどうしてもこの法案によりましては著作者の同意なくしてはそれはできないわけでございます。したがって、映画の監督等のそういう権利がはつきり確立されてくるわけでございます。私どもはそういう面でも非常な前進ではないだらうかと思うわけでございます。

それから第二段の、いま御指摘のありました、権利を一人監督等に発生せしめてそれから映画製作者に譲渡しないのではないかと、こういう方法で、たとえばドイツやフランス等では権利は製作者に譲渡されたものと推定すると、別段の約束をしないという、その著作権は全部映画製作者に移ってしまうと、こういう規定をしている国もございまして、それからそういうことをしない、お手元にも資料として配ってございまして、イタリアとかオーストリア等ではそういうことをしないで、映画の著作権はそういう監督等であるけれども、著作権は映画製作者に属する、こういうような規定を置いているところもあるわけでございます。それからイギリスやアメリカ等では、この映画の著作権は映画製作者のものだというように規定しているところもございまして、しかもアメリカは映画の著作権も映画製作者であるというように規定する持っておるわけでございます。そういうような関係におきまして、いま御指摘のようないくつかの方法もあろうかと思ひます。さういいますけれども、映画の権利関係を明確にしたいと、先ほど申しましたように、映画の著作なり製作には多数の人が参加するわけでございますので、権利関係を明確にしなければならぬ。その権利関係を明確にした上で著作等の利益もはかるということが可能でございます。これはよほど誤解があるかと思ひますけれども、たとえば映画の著作権が映画製作者に帰属いたしました場合におきましても、その場合は当然その映画の著作物の利用について監督等と映画製作者との間で契約を結ぶ、たとえばテレビで上映する場合にこれこれ、外国に出す場合にはこれこれ、こうい

うことを映画製作者との間で契約を結ぶことはもとより可能でございます。したがって、たとえばテレビに出す場合には、一つはこの法律によって人格権が当然普通の場合には働いてくるのでありましようし、あるいはさらに、いま監督等と製作者で結んでおるテレビ上映についての契約はこれは契約として決して否定されるわけではなくして、これは契約として生きておるわけでございます。

したがって、映画の著作権を別段の留保がない限り譲渡したものと推定するという制度によって契約上の利益をはかるかです。それとも著作権は映画製作者に帰属したと、その前提のもとに契約を結ぶかということが、いずれが実態に即しておるかという、そういう問題であるし、それが同時に、映画の著作物の利用をはかる上にどちらがいかにという問題になってくるわけでございます。いま日本に似ておるわけでございます。長官がよく承知でございますけれども、ヨーロッパ等では大きいという映画会社というものは、非常に現在このころはアメリカに似ておるわけでございます。映画の製作者自体を著作者にすべきであるという意見も相当審議会等でもございまして、しかし、さういふ見解はとらなかつたわけでございますけれども、しかし映画の経済的利用権を映画製作者に帰属させることは世界の様子なり日本の映画の実態から見れば決して不当ではないし、そしてまた、それによってそういう前提のもとに映画の著作者が契約によって経済的利益を確保することは十分でございまして、さういふ点について心配はない、さういふように考えるわけでございます。

ですがね、正直言つて。少なくとも、映画のところに俳優を除外した理由に、あなたが説明した中にも著作者は創作的に寄与した者ということで、全体的にさういふ映画製作者もありましようけれども、ほとんどやはり創作的にという場合の著作者という場合に会社を持つてくるわけにいかないでしよう。どうしたって著作権というのは、それこそ第一義的にどういふ条件があつても著作者に与えられる権利なんですから。だからあなたがいまおっしゃつたような契約とかいろいろの方法があるわけですか。その契約は著作者に権利を置いておいて、そして会社が契約を結ぶことだつてできるでしよう。会社が権利を持たなければ契約がなくて、著作者が権利を持つておれば契約ができないなどというものはあります。どちらが権利を持つたつて契約はできるでしよう。それで次長は守られておると言ひますけれども、私はあまり映画の知識はありませんから知らないけれども、たとえば昔よくあつた山本富士子アワーといううな、山本富士子さんがだいたい前に出演をした映画が何本か、ある一定の年数たつてからも繰返し放送に使われるわけですね。私はいつか、いまから四、五年前ですけれども、たいへん興味を持ちまして、再放送の場合に出た俳優の人たちなりあるいは監督なり、いまのプロデューサーなり、さういふ製作に携つた人に再放送料というのはどれだけ出ているのだらうと思つて聞いてみたことがある。一銭もありませんよというわけですよ。一銭ももらはない。ある俳優さんはさういふことを言つておる。何かタクシーに乗ると、テレビで見たよ、たまり入りましねと言われる。一銭ももらはないでたまり入りましねと言われるときに、いまのこの仕組みに腹が立ちますよと言つた方もあります。さういふようなことで、現行法ではないが、今度は守られると言う。守られる道があるとあなたはさういふけれども、さういふ経験を経た人たちが製作側のほうではもうほとんどの人がさういふ経験を経てきていると思ひます。そこから著作権はこつちが持つのがほんとう

うことを映画製作者との間で契約を結ぶことはもとより可能でございます。したがって、たとえばテレビに出す場合には、一つはこの法律によって人格権が当然普通の場合には働いてくるのでありましようし、あるいはさらに、いま監督等と製作者で結んでおるテレビ上映についての契約はこれは契約として決して否定されるわけではなくして、これは契約として生きておるわけでございます。

○鈴木力君 いまの心配があるかないかの前に、私はいまは法律論をやつておるわけですよ。法律といふのは一貫しなければいけないものだ。さういふ立場から矛盾があるという指摘をいましておるわけですか。何か次長の答弁を聞きまして、弁解これつとめておるというふうにししか聞かえないの

ですがね、正直言つて。少なくとも、映画のところに俳優を除外した理由に、あなたが説明した中にも著作者は創作的に寄与した者ということで、全体的にさういふ映画製作者もありましようけれども、ほとんどやはり創作的にという場合の著作者という場合に会社を持つてくるわけにいかないでしよう。どうしたって著作権というのは、それこそ第一義的にどういふ条件があつても著作者に与えられる権利なんですから。だからあなたがいまおっしゃつたような契約とかいろいろの方法があるわけですか。その契約は著作者に権利を置いておいて、そして会社が契約を結ぶことだつてできるでしよう。会社が権利を持たなければ契約がなくて、著作者が権利を持つておれば契約ができないなどというものはあります。どちらが権利を持つたつて契約はできるでしよう。それで次長は守られておると言ひますけれども、私はあまり映画の知識はありませんから知らないけれども、たとえば昔よくあつた山本富士子アワーといううな、山本富士子さんがだいたい前に出演をした映画が何本か、ある一定の年数たつてからも繰返し放送に使われるわけですね。私はいつか、いまから四、五年前ですけれども、たいへん興味を持ちまして、再放送の場合に出た俳優の人たちなりあるいは監督なり、いまのプロデューサーなり、さういふ製作に携つた人に再放送料というのはどれだけ出ているのだらうと思つて聞いてみたことがある。一銭もありませんよというわけですよ。一銭ももらはない。ある俳優さんはさういふことを言つておる。何かタクシーに乗ると、テレビで見たよ、たまり入りましねと言われる。一銭ももらはないでたまり入りましねと言われるときに、いまのこの仕組みに腹が立ちますよと言つた方もあります。さういふようなことで、現行法ではないが、今度は守られると言う。守られる道があるとあなたはさういふけれども、さういふ経験を経た人たちが製作側のほうではもうほとんどの人がさういふ経験を経てきていると思ひます。そこから著作権はこつちが持つのがほんとう

だと主張していると思うのです。しかし、われわれは審議する場合にはそれが主張するからどうだという立場はとりませんよ。それが主張するからだれにやれというとは言いませんけれども、どうみても著作権法という法律の一条をすなわに読んでみて、それから各条に入って一番さきにひつかかるのは映画なんです。製作者以外の人に法律をもって権利もやってみよう。一面からいいますと、法律をもって製作者から著作権を剥奪すると読めようがない。この点はそうじゃないに、著作権を製作者に与えておいて、あといろいろな操作によって道を開いてやるということ、それは実情に合わせるためにということでは理屈が合うと思う。どうも主客が転倒しておるようになっています。だから実情の行き方は通るにしても、それならば製作者に著作権を与えたら何が困るか、それが困るんだ、それを聞きたい。

○政府委員(安達健二君) いまおっしゃったのは製作者に著作権を与えたいのじゃございせんか、製作者とおっしゃいましたが……。

○鈴木力君 ちょっと言い方が違ったかもしれないが、私は終始ことばが違っても、製作者に著作権を与えるべきで、製作者に与えることは間違いない、取り違えていたら、元に戻して聞いてください。

○政府委員(安達健二君) 先ほど来申し上げておりますように映画、著作物の製作者は非常に多様でございます。したがって、それぞれの製作者が自分はいくいう権利は留保する、これはいいとかいうように個々ばらばらになったといいたします、そういういたしますと、たとえばこれを外国へ持っていくとか、あるいはテレビでやるという場合にそれぞれ違っておりますと、ある人はテレビの放映は自由であるという、ある人は自由ではない、まだその監督が持っているんだというになりますと、実際の利用の場合にばらばらでございまして、その個々の映画によってみな違うということになりますね、そうすると、この場合はどうだったかなというのを一々チェックしなければなら

ぬということでは複雑になってくるわけでございます。これは逆にそういうものは、著作権は映画製作者に帰属するんだという前提で、それぞれの人が映画製作者との関係だけになるわけでございます。映画製作者との関係だけでございまして、テレビに出たら私にはこれだけ下さいということ、映画に出たら私に契約しておけば済むわけですね。ところが著作権という形で留保しておきますと、第三者もまたそれを考慮しなければいけません。個々の映画について、これは製作者は一体どういう権利を持っておったからということ、一々チェックしなければ著作権侵害になるわけでございます。ところが、一たん何といひますか、映画著作権は映画製作者に帰属するということにしておけば、その利用者との関係は製作者等との関係はないわけでございます。製作者はもっぱら映画製作者との関係で処理すればよろしいということになるわけでございますね、そういう意味におきましては、そういうように著作権が映画製作者に帰属するということをはっきりして、その上に立って、その映画製作者との間に契約を結んで、個々の人の利益を得たほうが映画全体の利用が円滑になるし、それによって個々の映画の著作物の権利と申しますか、経済的利益がはなはだしく阻害されるものではない。十分確保する道はあるわけですから、それがいいならば、先生おっしゃるとおりけしからぬということになりますから、そういう道は幾らでもあるわけでございます。そういうほうが映画著作物の実態に即する、こういうことでございまして。

○鈴木力君 どうも積極的にこのほうが製作者の利益になるという説明はあなたからいままで聞かれないうです。こういうことになっても権利が守られるからいいんだという言い方でしょう。あなたの言い方はがまんしないという言い方ですよ。そこがどうもぼくはこの法律のたてまえからいっておかしいということを言っておる。たとえば、あなたが第三者ということを言われた、第三者というのはどういふ人のことかは私はわからな

い。しかし、まあ第三者が困るという言い方をされたけれども、著作権の所有者がはっきりしておれば第三者は困らぬわけですね。それは映画会社だつて、かりに製作者が権利を持っていれば製作者にいて、その権利の状況を聞かなければいけません。製作者である会社が権利を持っておればするするといふ、そうして製作者が持つておればするするといふかぬから不便だという言い方は、これは少し映画という著作物を侮辱した言い方ではないですか、それは。

○政府委員(安達健二君) 私はいわば先生の抗議に対して防御をしているものですからつい弁解がましくなって恐縮でございますけれども、映画の著作物が非常に多様性を帯びておる、したがって、共同著作者がたくさんございまして、そうしてその人たちがそれぞれ自分の権利はこうだということになりまして、もし著作権として留保しておりますと、その権利は第三者、映画製作者に帰属するわけでございます。したがって、たとえば放送局がある映画を放送しようという場合には、映画製作者との間だけ話がついたのでは話がつかないわけでありまして、映画製作者がいて、留保している、その著作物がこういう権利をずっと留保して、そのそれぞれの権利者をずっと留保して了解を得ないという放送ができないというところになるわけですね。ところが、もう一つ、映画製作者に帰属しておきますと、映画製作者がいて、いと言えは、その映画を放送できるわけですね。そこで放送した場合にどうするかというところは、その著作者と製作者との間の話になるわけですね、したがってその場合におきましては、むしろその映画が、簡単といひますか、容易に利用できる、そういうそのことによつて、その著作物等が、そういう場合に契約を結んでおけば、それだけ金が入るわけですから、逆に言えばそういうようにしておいたほうが映画が利用されやすいということ、著作物の利益がそれだけ多いということになりますね。映画が非常に利用しにくいように

しておいたのでは、決してその映画の著作物の利益にならないわけですね、どんどん利用されて、利用されたときに初めてかえって映画著作物の利益がふえるのですから。ですから、映画の著作物の利用を容易にするということは、これは結局はその映画の著作物の利益になることなんで、それがむしろいいことにはするところは、決して利益にならないと思うのです。

○鈴木力君 それは、ぼくが聞くと、ますます弁解これつとめるというのか、詭弁を弄するということ、こういうことでは。あなたのいまおっしゃった、製作者に著作権を与えておくと、第三者は、直接話ができないで、一々聞いて歩かなければいけない。まあ製作者というものは会社と、こういたしました場合に、会社だとする話も成り立つからとどんどん売れていって、製作者もいいのだ、こういう言い方でしょう。それは製作者が、もしも自分の映画を売りたいという意欲があった場合には、それは製作者のほうにもう少ししろるな条件で話し合いに乗るんじゃないか。しかもそれが個々ばらばらだといふ言い方を前提にものを持っていくということになれば、ぼくは映画人を非常に侮辱したことになるのだから、あなたのことを言っている。ほんとうの芸術作品が出てくる場合に、たくさん人間が組み合わさって一つのものをつくり上げていくときに、その人たちがほんとうに、たとえは照明をする人でもあるいは監督をする人でも、何か演技をする人でも、その人の息がびたつと合ったときにほんとうのいいものが出てくると思つて、最初から映画は人数がたくさんだから、あれはばらばらなんだ、こういう前提で著作権法を考へるといふことになりまして、これはちよつとぼくは前提が違ふと思ふんですよ。それからまたもう一つ、のやり方は、その著作人に代表を定めさせておけばいいじゃないか、著作人に代表をつけるという道をつけておいて、あるいは法律だつて、もし書きかえるならば、著作権は製作者が持つという前提において、製作者が多数の場合には代表を

定めて著作者代表とするとかなんとか、これは仮説です、そうしておけば、会社に行くよりもこつちのほうがいいかもしれない。あなたは会社ならするといくと云うけれども、会社だつていろいろな担当があつて意見がばらばらだつたらどうだ、重役会議にかけないとちよつとなんというようなことを言われたら、同じことでしょう。

会社だつて個人じゃないのだ。だからそういうことはあなたの理屈にはならない。それでも会社側が権利を持つてゐるほうが便利だという場合には、著作者側のほうは会社側のほうに譲渡する道があるのですから、何らそこに支障条件はないわけですから、だからやはり製作者がいい、著作者が著作権を持つて支障があるというやつを文書にして出してください。この場合、この場合、この場合と、そうでないと、同じことを繰り返してだめだ。そしてあなたのその文書をもらつてから、一つ一つまた私が質問しますから。

○委員長(楠正俊君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後零時十六分休憩

午後一時二十四分開会

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○鈴木力君 午前にお願ひしてあつたやつは午後くれますか。

○政府委員(安達健二君) いまコピーをとつておられますので、あと五、六分たてばお手元に差し上げられると思います。

○鈴木力君 それでは映画のほうはひとつあと回しにさせていただきます、映画と関係があると思ひますが、隣接権のことなんです、俳優の権利について若干お伺ひしたいのですが、午前中に伺ひました中に、隣接権として俳優が権利を持つておる、その場合の権利というのは人格権が一つある、それからあとの、かりに放送なら放送をしま

すけれども、それから映画なら映画になって、それが公開されていく場合に、製作者との権利関係はどういうふう具体的にからみ合うわけなんですか。

○政府委員(安達健二君) 実演家といつたしまして、午前中に申し上げましたように、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者、それから実演を指揮したまたは演出する者が実演家として保護をされるということでございます、その実演家の権利の内容は九十一条から九十五条までに規定してある権利でございます。第一の点は実演を録音したまたは録音する権利であるということで、黙つて録音または録画されない権利であるということでございます、九十一条の第二項にございまして、ここに、「映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物に録音する場合を除き、適用しない。」ということ、映画の場合におきましては、たとへば歌舞伎座で俳優が踊つておるところを、それを無断で録音、録画することは許されないということでございます、映画の場合、普通の劇場用映画の場合でございます、と、むしろ当然許諾をしてその映画の作成に参加をしておるわけでございますから、したがつて、その場合に、その九十一条の規定が直接まあ働くことはないわけでございますけれども、ただここに「録音物に録音する場合を除き」というのがございまして、たとえばその音をサントラ盤のレコード、そういうようなものにする、サウンドトラックからレコードをするような場合におきましては、その権利が働くわけでございますけれども、いわゆる劇場用映画については直接はあまり関係がないということになるかと思つておるわけでございます。

それから、映画につきましては、九十三条関係で放送のための固定という制度がございまして、映画の中には放送のための、放送したこのテレビ番組等が固定された場合におきましては映画扱いになるわけでございますが、その場合におきましては九十四条等によりましてこれがリピーター放送されるとか、あるいはテープネット等でやられる場合とか、あるいはマイクローエープ等で中継される、再放送されるというような場合におきましては、この九十四条の第二項の規定によつて相当な額の報酬を請求する権利が与えられておると、こういうことでございます。

○鈴木力君 それでは、たとえばこういう場合はどうですか。ある一つの、最初は劇場用の映画をつくる。まあそれに参加するといひますか、入つておるわけですね、そうしてその劇場用映画をつくつて、それに加へておつた俳優があとにそれが放送されるわけです。それが何べんか放送を繰り返される場合にはこの俳優の権利というものはどうなるのか。

○政府委員(安達健二君) そういう映画の場合におきまして、俳優等の経済的地位は、この最初の出演契約において保証をするということでございます、まして、それ以後それが放送される。この九十三条等の適用を受ける場合は別として、ただいまお話しのような劇場用映画を放送したからそのためにその俳優が特別の金をもらつたというやうなことは、法律上の、この著作権法上の権利ではなくて、契約上そういう契約をしてゐる場合にはそういうものが支払われると、こういうことでございます。

○鈴木力君 いまの放送の場合は、これもやはり一回限りですか。放送用映画をとりまして、それがまた放送会社が違つて、たとえばNHKならNHKが放送用の何かをとつた、それが済んで数年たつたあとに、どつかの放送会社のほうがそれを譲り受けて再放送する、そういう場合には、この俳優の権利というものはどういふ形で働いておるのですか。

○政府委員(安達健二君) 九十四条の二号によりまして、「当該許諾を得た放送事業者」すなわちNHKから「その者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けて再放送」になるわけですから、その場合には報酬がもらえと、こういうことになります。

○鈴木力君 そうすると再放送の場合でも報酬をもらえるということになるわけですね。

○政府委員(安達健二君) その九十四条の契約に別段の定めがない限りということでございますから、その契約に別段の定めがない場合におきましては、その放送はできるけれども、その場合には報酬はもらえと、こういうことになります。

○鈴木力君 今度は、隣接権といふのは、そういう意味では、いまおつたやうに、ある程度俳優の権利といふものは私認められてゐると思うのですが、同じやうに、たとえば音楽ですと、オーケストラも同じことになつてゐるであらう。オーケストラといひますか、音楽の実演家も大体、これは映画ではないのですけれども、放送の場合には同じやうなことになるであらうと、こう思ひますけれども、それはやつぱりそうですか。

○政府委員(安達健二君) はい、そうでございます。○鈴木力君 そこで、実際の運用問題なんです、これはちよつと文化庁の担当にはならないかもしれないけれども、実際は今度こういう法律でそういう道を開いておるといひますけれども、事実上はいまの運用ではそういう俳優の権利というのがどうも行使できないやうな仕組みになつておるのではないかと感ずるのです。つまり、それはどういふことかといひますと、たとえば俳優なら俳優といひますと、一つの映画を想定いたしました場合に、何といふか、主役とか、そういう名前が出る人はいつたしまして、いいか悪いか、また実情によつて違ふかもしれないが、そうではないに、その映画を盛り立てるための役割りを果たしておる俳優の人たちといふのは、一体いまだどういふやうな条件で権利といふものが確保されるであらうかといふことを私いま疑問に思つてゐる。たとえば時代劇の場合には切られ役といふのですか、大ぜいこつ出てきて切つたり切られたりする。だれがだれかわからぬけれども、しかしこれがないとこの映画が盛り立たないわけなんで、この人たちが実演家で、いまおつ

しゃった権利はあるわけでしょう。だが実際問題としてそういう権利の行使というものが、たとえ契約関係といえども、手続は一体どういうことになるのだろうか。これは現行法ではどうなっているか。今度改正されると具体的にどういう道でそういう権利が保証してやれるのか。その辺はもし案があればお答えいただきたい。

○政府委員(安達健二君) 放送に出演する場合のその出演契約といふものが実体的にいろいろあるわけでごさいます。その本人、実演家個人が放送業者との間に出演契約を結ぶ場合とあるいはまたプロダクション等がありまして、プロダクションとの間に出演契約を結ぶというようにごさいます。その場合、結局契約当事者との間の関係において、放送局はそういうものであるというところで支払うわけでごさいます。したがって、その支払われたものが実際に当人に渡るかどうかというところで著作権法で処理するわけにいかない。したがって、それは実演家個人の資格によって、それらのものが出演家のものとよく似たような形を考へざるを得ない、こう思ひます。

○鈴木力君 そこでこの法律の趣旨からいいますと、そこまで法律にいうわけにいかないでしようね。そこまで指示するわけにいかない事情があるけれども、それは別の事情といたしまして、法律上はそういう実演家も権利が行使できることは期待もしているだろうし、この法律はその権利も保護するといふ目的になっていることは間違いないです。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申しましたように、一般的には契約の問題になるわけでごさいます。近年実演家自体の自覚等によりまして、日本歌手協会とかあるいは放送芸能家協会とかあるいは日本芸能実演家団体協議会というふうな実演家の集まりの団体のごさいます。そういう各種の団体が結成されて、個々の実演家だけでごさいますと、なかなかプロダクションのほうに力が強いというふうな問題等もあり、あるいは放送

局との間におきましても、なるべくスムーズにいくようにということ、標準契約的なものを作成するといふような努力が重ねられておるわけでごさいますので、私どももいたしましては求められれば、そういう場合に指導助言を行なうといふようなことによりまして、実質的に実演家の経済的なあるいは社会的な地位の向上がはかれるように力をいたしたい、かように考へておるわけでごさいます。

○鈴木力君 いまの問題はプロダクションがそこに介在をされているわけでありまして、プロダクションはこれは労働者の管轄だと思ひますので、この審議中に労働省のほうからひとつ実情を伺ひまして、そうしてこの法律で提起されておることを具体的にどう守るかということについてはあとの次長のおっしゃりたいと思ひます。いまの文化庁の認めて次に移りますが、なおこの隣接権の関係では、私は保護期間のところを主としてレコードになるわけですが、実演とレコード、それから放送の保護期間、特にこのところは百一条でありますけれども、保護期間が二十年になつておるんです。これはおそらく私の知つてゐる範囲では従来は三十年だつたと、こう思つておられますが、十年を今度短縮をしたという理由をひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(安達健二君) つまり著作隣接権という新しい制度をつくつたわけでごさいます。従来は演奏歌唱それからレコード製作者というものが著作物ないしは著作者としまして保護をされておつたわけでごさいます。今度は著作隣接権という制度を設けて、この中で演奏歌唱だけでなく、先ほど申し上げておりました俳優、舞踊家その他も含めたということが第一点でごさいます。それから第二点といたしましては、従来放送に關しましてはそういう保護の制度はなかつたわけでごさいます。そういうものを保護の対象にいたしましたので、家演とレコードと放送と、

この三つのものをこの著作隣接権として保護をするといふことになつたわけでごさいます。この保護の期間をどうするかということでごさいます。そういうふうに隣接権自体といふことが、保護するものが従来に比べて非常にふえたといふことが一つでごさいます。

それからもう一つは、この隣接権の内容でごさいます。従来は演奏歌唱といふものが保護されておつたものが、実演家として広がつたほかに、その権利の内容が、主として従来はレコードの録音権等でごさいます。これをさらに広げまして実演家の権利を、録音権及び録音権、それから放送権及び有線放送権、放送のための固定その他の規定を置きましたほかに、さらに商業用レコードの二次使用料の請求権といふように内容をふくませたわけでごさいます。またレコードにつきましても、従来はレコードを用いておるころの放送とかその他につきましても権利を認めなかつたわけでごさいます。その権利を認めました。商業用レコードを用いた放送または有線放送の場合にはレコード製作者にも隣接権として二次使用料の請求権を与えるといふようにいたしました。それからまた放送事業者に従来なかつた全く新しいという権利を認めた。そして複製権、再放送権及び有線放送権、テレビジョン放送の伝達権といふように権利の内容を新しくしたといふような形で従来にない演奏歌唱なりレコードの製作者の持つておる権利とは非常に内容的にふえたといふことが第二点でごさいます。

それからもう一つは、この保護期間をどうするかということにつきます。国際的なものといつたしましては、いわゆる隣接権条約、実演家レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約といふのがございまして、そこで一種の基準がきめてあるわけでごさいます。それにありますと、隣接権は最低限二十年保護しなければならぬといふように書いてある。そういうふうな点からいいますと、権利の範囲あるいは対象それ自体もふえた

ことであるし、またその国際条約上も二十年といふことになつておる。そういうふうな一種の新しい――従来は権利もあるわけでごさいます。全く新しい面が非常に多いわけでごさいます。将来日本が隣接権条約に加入するといふようなことになりましますと、外国人の実演家も、またそれと同じ保護を与えなければならぬといふことになるわけでごさいます。したがって第一段階としてはまあ二十年が相当であらう、こういうのが著作権制度審議会でも再三審議されたところの審議会としての満場一致の結論であつたわけでごさいます。したがって、これはまあ第一段階として二十年ということにして、今後この隣接権といふものがどういふふうな動いていくか、たとえばビデオカセットといふようなものがどういふふうな扱われていくかといふようなこと等考へてみまします。隣接権の内容もまた考へなければいけなかつた。またどの程度の保護でいいか、保護期間でいいかといふことも考へなければならぬといふことで、第一段階としては二十年だが、衆議院等の御審議の際には、この問題は重要な問題であるから、さらにまたひとつ引き続いて検討するようになつたといふ御決意もいただいております。以上申し上げまして、再三申し上げるやうに、以上申し上げました理由で、第一段階として二十年が適當であらう、こういふ考へ方でごさいます。

○鈴木力君 まずあとのほうからちよつと伺ひますけれども、国際的に隣接権条約に入つておつて、それで二十年といふのが基準だといふふうにおつたやうなことです。私が読むと、二十年を下回ることができないといふふうな書いてある。要するに基準といふは基準だけれども、最低基準、もしあの条約に十五年とあつたら十五年にしたんじやないかといふふうなどうも勘ぐらざるを得ないわけですね。しかしあの隣接権条約と申されておる条約の中にも、少なくとも既得の権利はこの条約には抵触しないといふようなそういう意味のところがあつたやうに記憶しておりますが、どうですか、それは。

○鈴木力君 私は、それは答申にまとまったことはそのとおりだと思っんです。そこで、あなたがいま私に説明したのは、審議会に実演家が二十年でっころうですと、そういうことになってみんな二十年になったという説明があったから、もし、そういう説明なら速記録を見してもらわなければとぼくは言い出したけれども、まとめて結論が二十年になったことはわかってる。そしたら三十年でもいいという意見があったということが、特に答申では書き加えているわけです。出てるわけです。権利を守るということが任務であることはよくわかるんですが、何かそのたびに都合が悪いことは削り削り説明してもらおうよだど、どうも公正な審議ができませんから、反対意見があったら反対意見があったように説明をしてもらいたいと思ってさっきから言ったんです。まあ、私は事情がわからないわけでもない、わからないわけでもないですが、文化庁としてこういう人たちの利益を保護するという立場からいって、何かお前たちの権利を今度拡大してやるんだから期限を詰めていいんだという、期限は縮めていいんだという言い方は、どうもぼくは文化庁の立場としては理解ができない。ある人たち、そういう人たちが

あったかもしれませんが、それは。しかし、やはり現行より縮めるといふことは、広まる人もあるけれども、広まらない人もあるわけでしょう。少なくともその縮められる部分においては絶対広まっていけないわけですからね。そういう人までも見てやるという、何といいますが、親切というのこともば適当じゃないんだけれども、そういう実演家を大事にするという気持ちが出ていなければいけない。何か私はこれを読んでみて、実演家というものがどうもじゃまになっているみたいに見えてしょうがない。レコードにしてもそうだと思いますよ。私はやはり相当な名曲といふか、そういうレコードだつてずいぶんたくさんあるだろうと思います。それがいままでは三十年でレコードの著作権接権として認められている。二十年に十年縮められて、レコード会社がじゃんじゃんつくつて、そうしなければそれもまたいいようでありましょうけれども、その間において、最初のほうの演奏家、実演家のほうの権利というのはそこできっちり切れてしまっているわけですね。そういう点では、むしろ大きな損害を与えるのではないかと、いふに私は見る。どうなんですか、その辺は。

○政府委員(安達健二君) 従来は、いわゆる演奏歌唱というものが保護されておったわけでございますから、その演奏歌唱の権利の内容といたしますと、従来はいわゆる複製権と申しますが、録音の許可権と申しますか、そういう権利があり、今度も認めているわけでございます。その権利が従来三十年であったものが二十年になったところがあるから減退しておるわけでございます。しかしながら他面からいいますと、商業用レコードの二次使用請求権といふものは一切、一切と申しますか、そういう人には認められなかったものでございまして、その分は少なくともふえておるといふこと、それから今度は俳優その他いままで実演家として保護されなかったものが新しく入ってきたのだから、詳しく書けば、その演奏歌唱の部分とその他の部分を区別して、その中に二

十年の分と三十年の分とするということも考えられないわけではございません。それとも一つは、先生のおっしゃる通りに、みんな三十年にすればいいんじゃないかということももちろん御意見としては大事な御意見だと思ひます。ただ、そういうような新しい、そしてまた放送事業者とか、レコード製作者もいわゆるレコードの複製権だけでございまして、それに新しく商業用レコードの二次使用権がレコード製作者にも与えられてきているわけでございますから、そういう面からいいますと、確かにいわゆる演奏歌唱家の録音権、あるいはレコード製作者の持つておる複製権そのものについては、確かに三十年のものと二十年になった、そのところは確かにおっしゃるとおりだと思ひますけれども、そのほかの全体の権利を考へてみても、そこを二十年にそろえるか、あるいは先生のおっしゃる通りに三十年にそろえたほうがいいのかというのを判断の一つの問題だと思ひます。したがつて、それについてはそれを三十年にすべきだといふ先生の御意見私もまことにごもっともだと思ひます、しかしながら、第一段階として出発する場合は、まず二十年から出発しようといふところも、またこれもともな議論ではないだろうか。そこで、第一段階では二十年で出発して、さらにまた検討しよう、こういうことでございまして。

○鈴木力君 たえば昭和二十六年の一月に出されたレコード、ばくは中身よくわかりませんが、けれども、これは昭和四十五年ですから、もう二十年になんたんとおられますが、おそらく二十六年の一番最初に出たレコードじゃないかと思ひますけれども、「ミネソタの卵売り」といふレコードがあります。晩デレ子といふ人が歌つておる。佐伯さんが作曲ですが、している。このときは、三十年といふのが期待されておるわけですね。そうして晩デレ子さんが「ミネソタの卵売り」といふレコードが売れることによって、当時のビクターから印税といふものをもらつて保護されてお

るわけです。それが実演家なんです。実演家にとれば、その保護される部分を二十年で切られますと、その印税をもらつて保護される部分が十年間切られてしまふ。あなたのおっしゃることもごもっとも、私もそう思ひますが、第一段階では二十年と、こういう言い方は、私はわからない。なるほど新しいものも出てくる。新しいものが出てくれば、前の権利を下げているという理屈にはどうしてもならない。こういう点は、あまり無理しないでやれば三十年にするのがほんとうでしたと言ふのが、私はこの人たちの守つてやるといふ態度のような気がしますが、でなければ三分の一切り落とした、悪いことは言へば、切り落とした理由といふことは、他に広げたといふことで切り落としたといふことで、理由にはならない。もう少しはかの理由があるならば言つてもいい。頭が悪いからかわからぬけれども、いまの聞いていた限りでは、なるほどさうですかと、どうもいかないような御答弁しかいたしていただいておらない。

○政府委員(安達健二君) いわゆる実演なりレコードといふものと、著作権とは若干違ふ点があります。実演といふのは、一回実演するたびにそれぞれ新しい実演が生まれてくるということでありまして、したがつて、たとえば、なつメロといふますが、そういう場合におきまして、著作権としては古いものがさらにまた使われるといふ場合でございますけれども、実演家といふのは、歌つたとき、それからまた翌年歌えばまた新しい実演の権利が出る。また翌年歌えば、また新しく権利が出てくるというふうなものでございまして、それは少し違ふ点があるといふこと、その性格が根本的に違ふ、そういうことがあるわけでございます。そういう意味で、著作権と全く同一に考へるということはどうであらうか。それから、先ほど来申し上げておりますように、従来の演奏歌唱のほかに、新しくいろいろな権利者が出てくるわけでございます。新しく権利が毎日どんどんどんどん実演のたびに出てくるわけでございます。そういうものの保護期間といふものは、やはり第

一段階としては、そこに出発する場合の一応のめどといふものとしては、二十年といふものが適切であるといふことでございまして。

なおその経過措置等につきましては、第十五条の2項で「前項に規定する実演又はレコードに係る著作権接権の存続期間は、新法第百一条の規定にかかわらず、旧法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間(その期間が同日から二十年の期間より長いときは、同日から二十年間)とする。」この法律、二十年間後に、全部が二十年にそろへ、こういうような経過措置をとりつ、隣接権についての保護期間としては、先ほど来申し上げておりますように、第一段階としては権利もふえたことであるし、保護すべき権利者も非常に多くなつたわけであるから、これは二十年が適当である、こういうことでございまして。

○鈴木力君 著作権と実演とを同一視してゐるといふふうに、私が三十年にすべきだといふ主張に對する言ひ方としては、私はどうも納得できない。私は同一視してゐるつもりはない。著作権は、死後五十年でしよう。私はこれを公表後三十年で現行の権利を守れと言つてゐる。そう言うのに、著作権と実演家は違ふのだから、差があつてもやむを得ないといふその説明は、いま私の聞いていることの説明には該当しない。したがつて、いまの説明は説明にはならない。それからもう一つは、回数が多いから下げてもいいのだといふ言ひ方ですね。実演は回数が多いから下げる、下でいいのだ。そうしますと、たとえば歌の場合に、作曲は著作権でしよう。その作曲のある実演家が歌つた場合に、その曲も回数が多くなつてくるわけでしょう。ある作曲家の曲をある実演家が歌う。実演家が歌えば、歌うたびに権利が出るといふことは、作曲だつて同じことでは。そのレコードに関する限りの著作権といふのは生きてゐるわけでしょう。著作権として。つまりAといふレコード会社が、ある作曲家、BならBといふ作曲家の曲でもつてCといふ

実演家に歌わしてレコードをつくった。来年、今度はもしも別のレコード会社が同じメンバーでやる。これができなければ、同じ会社でもいい、同じ会社がその作曲家の曲を使って、人があるいは多少変えるということもあるかもしれない、そうすると、著作権を持つていた人だって、回数いかによって保護期間を、下げてもいい、上げてもいいという理屈は、これもまた私にはよくわからん。そうすると、一生に一回しか何かつばな芸術作品を出さない人と多作の人とは、著作権の権利の上で差をつけていいという理屈に繋がってきそうで、これは私はどうもこの法律の趣旨とは違うような気がする。どういう意図で実演家のほうは回数が多いから保護期間が短くていいのですという御説明をなさるのか、これもちょっとわからん。

○政府委員(安達健二君) 私が申し上げたのは、回数が多いから保護期間を下げていいという、そういう意味ではございません。たとえば、いまおっしゃいました作曲家作詞家の権利というのは、一たんある作詞、作曲をつくりました場合は、これは死後五十年間同じものが続くわけでございます。それは、第一回目の録音された場合も、第二回目の場合も第三回目の場合も同じ著作権が存続している間は働くわけでございますが、実演は、ことしやった実演というものの一つの権利が発生してくるわけでありまして、来年たとえばまた実演いたしますと、また新しい実演の権利が生まれてくるという、いわばきょう歌ったやつとあした歌ったやつとは、それぞれ別個の実演として存在する。実演は実演のたびにそれぞれ新しい実演というものが行なわれるわけですから、それから権利が出てくるわけでございます。著作物というのは、そういう一ぺんできたものが死後五十年、一つの著作物として同一性をもって保護されるわけでございますけれども、実演の場合は、それぞれ一回ごとに実演というものが生まれまして、その実演というものの権利が二十年、翌年またやったら、その二十年の次の年まで存続する

と、そういうことを申し上げただけの話で、要するに著作権とは性格が違うというだけの話であって、そのことが直ちに保護期間の短くてもいい、長くてもいいという理論にはもちろん結びつきませんけれども、少し著作物と実演とは性格が違うのだというところを、御参考のために申し上げただけの話で、直接結びついておりません。

○鈴木力君 いまおっしゃることはわかった上で聞いているわけですが、もし私が著作権と混同しているなら、死後五十年にしないと言わなければならない。それが著作権と隣接権と、今度述べた法のたてまえで出している、それは私は理解しているつもりです。ただ、いまの実演家にしても、実演の権利にしても、それからレコードの権利にしても、いままでは隣接権という名前がなかったにしても、いままでおそろく著作権の中に入っておった。これを分離したわけでしょう。その分離をされたのが昭和三十年か前にできたいわゆる隣接権条約に基づいて、おそろくそのあとで、国際的に合わせたんだらうと思うんです。私もそこまではわかるんです。その国際的に合わせたとき、十年間という保護期間を削り取ってしまったというその理由がわからない。私は三十年と現行どおり置いておいて、今後どの程度に保護期間を延ばすのかどうか、どういう保護を加えるべきかという、検討いたしますということならすんなりわかる。そうじゃなくて、十年間を今度落とした。第一段階と、こう言うんだ。その第一段階と十年間を繰り返しますけれども、第一段階で二十年にしましたというところは、もう何べんも何べんたからわかりました。なぜ第一段階で二十年にしたのかということ、これは私はわからない。

○政府委員(安達健二君) 今後、著作隣接権と申しますか、実演なりレコードなりそれから放送なりの利用と申しますか、そういうものはますます盛んになるだろうと思うわけでありまして、そういうものを著作隣接権として保護する場合におきましては、その影響というところも考えなければならぬわけでございます。新しく放送、商業

用レコードの放送等について二次使用権を認めるということになれば、それだけ国民の側からすれば新しい負担が増すということにもなるわけでございます。したがって、その権利の内容がふえるということ、あるいは新しく権利者がふえるということと関連して、その保護期間についても、第一段階としてはある程度のしんしゃくを加える必要があるというところは、私は当然であると思うわけでございます。

○鈴木力君 そうすると、こういうことですか、世の中が進歩して、レコードにしてもあるいは放送にしても、どんどんどんどんふえていく。国民の需要が高まってきた。そうすると、国民の負担を軽くするために保護期間を縮めた、こういうことですか。

○政府委員(安達健二君) 国民の負担を軽減するということではなくて、新しく権利の内容が先ほど来申し上げておりますように、権利の内容がふえてきておるわけでございます。あるいはまた、保護すべき対象もふえてきておるわけでございます。これを新たに権利者なり権利の内容としてふやす場合におきましては、その最初の段階としては、その権利の保護期間についても十分に慎重でなければならぬこと、こういうことは当然あり得ることだろうと思う、また必要なことであると思うわけでございます。そういうようなことを種々勘案した上、やはり最初の出发点としては二十年ぐらいが適切である、こういうことでございます。

○鈴木力君 何か私がよく申し上げているように申し上げられないのですけれども、そこまではわかったんです。種々勘案した上に最初の出发点、あなた第一段階と言った。第一段階として二十年にいたしました、そこはわかった。その種々勘案したもの、種々というものの中身は何かということ、私は聞いています。いままで申し上げました著作権と違う、そういう説明は聞いたけれども、著作権と違うということは、保護期間を縮めるという条件にはならない。そこはあなたと

さつき意見が一致したはずですが。新しい分野を開拓をしたから、だから保護期間を縮める、これもまた理屈に合わないということもわかったわけですが、個人に言わせると。それはそれでいい。新しい分野ができるのは、世の中が進歩しているから当然であるのであって、今後また新しい分野が出てくるわけでしょう。そうすると、もし今後、将来新しい分野が出てきたら、また縮めるという発想にあなたの説明は聞こえる。何か矩形の縦と横の計算で、面積は一定でありまして、横が伸びましたので縦は縮めましたという言い方です。私は、こういう種類の保護というものは、権利の保護というものは、そういう矩形の縦横で面積は一定にするというところに問題がある。世の中が進歩していつ、新しいワケが拡大をするということをしていけば、それだけこの分野の面積がふえていかなければならない。だから横がふえるのもよろしい、縦はどの程度にふえるかという根拠がなかなか見つからないのですけれども、最低限度現行の縦の長さだけは確保しておいて、そうして面積のふえた部分だけはこの面の進歩だ、こういう評価がなせられないかということをお聞い

○政府委員(安達健二君) 私は、先ほどから申し上げておりますように、新しく権利者がふえた、非常にふえていくわけでございます。その部分は全く新しく権利が設定されたわけですから、したがって、その分を幾らにするかということにおいて、第一段階として二十年ということ、これは一つ当然なところだろう。それからもう一つ、従来からある演奏個所について、従来があるから、それに合わせるべきだというお考えももちろんわかるわけでございますけれども、同時に、その権利の内容がふえたということが、やはりふえたのであるから期間について考慮するというところは、これは何も面積が、縦横面積が一定でなければならぬというところではございませんけれども、そういう点も考慮して、全般的に隣接権の保護期間を第一段階として二十年とすることは、私は不当

じゃないと思うのです。これはやはり権利がふえるという事は、同時に、やはり保護期間との両方の面を考えるという事は当然のことでございます。したがって、新しく保護の対象になったものの権利と、それから従来あったものの間に差をつけるという事は、一つはあり得るかと思ひますけれども、しかし、新しく権利を設ける以上は、そこでやはり一定をしなければならぬ。そうなるべくと、そこを三十年のほうに近づけるか二十年のほうに近づけるかという事は、先ほど申しましたように、総合的な判断の問題になるわけでございます。

〔委員長退席、理事田村賢作君着席〕

そのところで新しい権利者の面と、それから権利の内容に、従来のもとの比較においてふえた面ということをお勘案して、二十年を設定するという事でございまして、私の申しました種々勘案いたしましたという事は、そういうことを種々勘案いたしましたという事でございまして。

○鈴木力君 どうもあまりしつこく申し上げるのが恐縮なんですけれども、聞けば聞くほどわからなくなるのです。私は頭が悪いといえどもそれまでですけれども、新しくできた権利というのは放送でしよう、今度のやつは。あと実演のあれと、レコードは前からあったわけですね。隣接権は初めてであるけれども、放送が今度新しく加わったわけでしょう。そうしますと、この放送も、ぼくは隣接権としてここに一つに並べていくという場合に、新しくできたものが、保護期間が短くてもいいという理屈はなかなか出てこないような気がする。この種類のものはということで一括すると、従来確保されておったものは一応認める、その上にどうという検討をするのがほんとうだ、第一段階としてここにしましたというのをはかるけれども、第一段階にこへしたという事は、どうも私は納得できないので、どうも、二十年というものは三十年というふうに従来どおりにしておいて、それで困ることというのは、どうもあまりなさそうなるのです、三十年にして、三十

年にして困るという事は、私が考えると、原案を出した立場上困るという事はよくわかります、出したはうが。それ以外にはどうもあまり考えられないのです。だから、そういうことにあまりこだわらないで、ほんとうにそういう人たちの権利というものを保護していく立場でひとつ検討してみたらどうかと、私はそういうことを申し上げたいのです。もう一つのことを何べんも繰り返しても、第一段階として総合的に判断をいたしましたというこの域を出ないと、時間がかかってしまっただけですが、いずれにしても、私は、この条項のこの点についてはどうも納得がいけない。したがって、この法案を討議している間に、また重ねてこの辺については質問をさせていただくかもしれないと思っております。

それからその次に、同じ権利の保護期間のところ、写真について承りたい。写真は隣接権じゃなくて著作権でありますから、そこで私は、その著作権の基本的な考え方に、著作者の少なくとも生涯はその権利は持たせるんだという思想があるだろうと思う。写真というものは頭に置かないで基本的なこの著作権の考えですね、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(安達健二君) 著作権の当然な前提として、著作権はその著作者の生存間保護するという原則は確立してないと思ひます。これは諸外国の立法例を見ていただいても、条約を見ていただいても、現行法を見ていただいてもそういう原則はございません。

○鈴木力君 速記録を調べてもらえばわかるのですが、一番最初にぼくが聞いたときのベルヌ条約の趣旨のいろいろ経過の説明の中に、これはやはり死後というところに統一するという方向でこの条約がやってきたと、そういう説明をされているはずなんです。あなた写真を意識するからそういう答弁をしなければいけないのだけれども、写真を意識しないという、

〔理事田村賢作君退席、委員長着席〕

少なくとも今日の著作権というものは、生存中は

著作権というものは持たせるのだ、そうして死後も何年間という事で今日までできていると、こう思う。どうですか、それは。

○政府委員(安達健二君) ベルヌ条約ではこの写真とその他の著作物と明確に区別をいたしております。ベルヌ条約で写真、映画等の保護期間を除きます場合の一般の著作権ということになりますと、生存間及び死後五十年というのが原則でございますが、写真については、ブラッセル規定におきましては各同盟国の定めるところによると、それからストックホルムの規定では製作者後二十五年より短くはならない。それで条約を別にしまして、著作物の一般の保護期間と写真の保護期間、映画の著作権はこれこれと、それぞれ別の条文で規定しているわけでございますから、したがって、ベルヌ条約上は写真と映画と一般の著作物とは明確に区別をいたしておるわけでございます。

○鈴木力君 お互いに時間をとらないために私の聞いた部分に答えてもらいたい。ベルヌ条約が写真とその他のものを一緒にしているかと私が聞いたはずがない。写真を頭に置かないで、いいですか、あなた写真を意識してもよろしいを先に着ているからよろしいが歩いていってだめなんです。原則的にこの著作権を守るといふ場合に、生きていっている間に著作権を取り上げるという事について、写真という例外があるにしても、従来著作権というものはそういうものでなかったのじゃないかという事です、私が言っておるのは、それで映画は共同著作で、先ほどからいろいろ議論がありましたがそれはあと回しにしますが、写真を除いて個人の著作で生存中のものというのは何がありますか。

○政府委員(安達健二君) 現行法でございますが、ベルヌ条約でございますか。

○鈴木力君 ベルヌ条約。

○政府委員(安達健二君) ベルヌ条約では映画と写真、それから先ほど申し落としましたが応用美術というものは別立てになっております。

○鈴木力君 いずれもこれは条約発足当時ではな

しに、あとから入ったものでしょう。だから、あとから入り込んだもので、一時そういうところに置いていたものなんであって、条約の発効したそのもその本旨からいいますとこれはどうも納得できない、いまのような考え方はですね。しかし、これは時間がかかるからその辺にしておくが、写真につきましては、なぜ写真だけは生存中に著作権が剝奪されるようなところに置かなければならないのかということなんです。私はそれについて聞きたい。

○政府委員(安達健二君) いま申し上げましたように条約上もそれから外国の立法例、現行法上もそういう区別をいたしておりますが、その理由として考えられますことは、一つは写真の著作物のやはり特殊性ということだろうと思ひます。ご意見です。一番基本的な点は、写真というものの記録的な性格が写真の場合には非常に強いということでございます。先般衆議院の参考人の方の意見を聞きますと、九〇%以上利用される写真のものが記録的なものであるということでございます。やはりそういう面からいいますと、記録としての利用を早く社会に開放するということの観点から、おそくは写真についてこのような別個な扱いがとられていっていることであらうと思ひます。ご意見ですが、同時に写真の著作物は、いかに言いますが、この物理的と申しますか工学的的方法によつて、機械によつて写真が作成され、そしてそれが化学的処理によつて完成されていくというような性格を、いかに言ってもこれを脱することのできない一つの面が写真には残されていると思ひます。ご意見として、こういうようなことがおそくは国際的にもあるいは現行法におきまして、写真真をこのような取り扱いにしておる理由ではなからうかと、こういうふうに考えます。

○鈴木力君 これは前の暫定延長のときに、何回目かの——二回目の暫定延長のときに、なぜ写真だけ暫定延長をしないかという私の質問に対してのお答えがどうもいまの答えと同じです、大体趣旨としまして、まだありましたけれどもね。だか

らそうおっしゃるだろうということはよくわかっておりました。ただしかし、これはいまの写真というものの対する考え方はそろそろ文化庁あたりでも少し変えてもいい時期にきているんじゃないかという気が私はするのでね。もっともそれは記録的なものもありますよ。それから機械を通じてやる。これも機械を通じない写真はいいはずでありますから、機械を通じて表現をするということとはあるだろうと思う。しかしそのことによつて価値が劣るといふそういう見方に立つということとは、どうも私はちよつと間違ひじゃないかといふ感じがしますよ。それは、かりに絵なら絵にしても書にしても、それは機械は使わないかも知れません。機械は使わないかも知れませんがいろいろなものがあると思う。その芸術的な価値からいいますとすそ野がもうたくさんあるわけです。そういうことを理由に著作権の権利の期間というものゝを私は議論するにはちよつと当たらないような気がする。それから報道写真と報道以外のものととの区別がつかないと、こう言うけれども、それは聞いたものであつてそうなんです。広告のためにかいたものだつてそんなんでしょう。広告のためにかいたいろいろなものとか、それからほんとうに魂を打ち込んだものとかいろいろあるんだけれども、それだつてなかなか区別がつかない。たとえば広告用と言ひましても、いまは何かデザインのいろいろな——それが美を追究されているもの、非常に美術的に価値の高いものがたくさんあるわけですね。だからちよつと表面から見ても、これはこうだときめてしまふ時代はどうに過ぎてゐる。それこそ私は日本の実情——前からいろいろと日本の実情ということが話に出ているけれども、日本の実情から言ひましても、写真という扱いについては、私は日本は相当進歩しているほうだと思います、国際的に言ひましても。さっきは喫茶店の例が出ましたが、私はその問題に触れるつもりはありませんけれども、写真にしてももう国民に写真というのはずっと広がつてゐる。その広がつてゐる中から、單にわれわれの持つて

るような写真これは話にならぬけれども、少なくともいま写真を持っておる多くの人々の中から相当やつぱり写真機を通じて美を追究していることは間違いない。機械がとるんだと言うけれども、機械がとるだけでは写真の美というものは私は出てこないだろうと思う。ほんとうにその写真家のセンスなりなんなりがあって、光線なり構成なりいろいろな角度から出てきたものから写真という一つの芸術作品が生まれてくるんだらうと思う。他の美術品とは違うんだという言い方、どうも私はこれもまたよく理解できないのです。ただし私はこれを、いまいろいろな経過がありますから、今日まで。私個人は写真であれ他の芸術品であれ、同等に扱うべきだという意見は持っておるんです。しかし何歩か譲ったにしても、生存中にその人の、その写真家の権利が剝奪されるという法律がいま出てくるということとは、どうもこれは私は承知できないことなんです。せめて、やつぱり生きている間だけは保護するといふくらいのが持ちこたないものか。

○政府委員(安達健二君) 現行法は御案内のとおり発行後十三年でございまして、これを公表後五十年にするということでもございますから、四倍近くも延ばすわけでございまして、したがって、第一段階というような考え方からすれば、写真家の権利の保護については相当な進捗が、進歩があると思うわけでございますし、しかも戦後たくさんつくられました国の著作権法におきましても、お手元に配っている資料でいえば、三分の二の国が製作時ないしは公表時を起算点としておりまして、死亡時を起算点としている国のほうがむしろ三分の一であるというようなこともありますから、この著作権法でこういうように規定することは、写真家の権利を保護する上において間違っているというようなものではない。やはり、その考え方として死亡時を起算にすべきだというお考えのほうももちろん十分われわれとしても了解できるわけでございますけれども、先ほど来申し上げている理由からしますと、日本における写真に對する

観念からすると、やはり公表後五十年、現行法の十三年を五十年に伸ばすということが第一段階としては当然のことではないかと、かように考える次第でございます。

○鈴木力君 國際的にいうと三分の一しか死後にしていない、そのことはよくわかります。しかし、場所場所によつて違つた立場で説明をされてもぐあいが悪いんです。私はやっぱり、だから一番先にベルヌ条約のブラッセル条約に加盟しないのはなぜかということを一番先に私が聞いているわけです。そのときに加盟できない事情のことは、これは日本の実情によるとうのはうそなんだ。さつき今長官が答えられました日本の実情によるということは、私はよくわかると思うんです。したがつて、その日本の実情をブラッセル条約にというか、加盟国にむする理解をさせるという努力が必要だという、長官の先ほどの御答弁も私はそのとおりだと思います。一部考え方が多少はひつかかるものもありますけれども、基本的にそうだと思うんです。だから、そういう点でずつとこう進んできているわけです、基本的に。ところが写真になりますと、今度は三分の二の国がこ

うだからこう言うでしょう。しかし、その三分の二の国がこうだという言い方より先に、日本の実情ということをやまやまっぴり考えてみるべきだ。私はこの写真というものは、おそらく写真機の数から言ったら、日本の数というのは相当なものです。国際的に言ったら三分の一以下に下がりやしない。そして、それがみんなただ単に記録の写真ばかりとっているというわけにはいかないんですよ。写真機を持っておる以上は相当やっぴりその写真機から美を追求している人たちが多いわけだ。もう写真芸術というのは、私は日本の一つの特徴だと思うんだ。もともと有名な写真家は外国にいくかもしれないけれども、ほんとうにこの写真というものを通じて美を追求しようとしておる。これがぼくはやっぴり日本の実態だと思う。だからいろいろな日本の実態に合わせて、必ずしも国際並みにいかないという問題がある。そ

これは基本的小説にお互いに認めていこうじゃないかという立場を私もとっておる。そういう立場で、写真家は日本の実情に考えた場合に、私はいまの三分の二がどうだ、三分の一がどうだという議論にはならない。そうじゃないに、日本の実情がいま写真というものがどう動いているかということに目を向けかねなきやならないんで、だから、せめて著作権並みに死後五十年というようにいつてても、それでなくてさもないろと抵抗があるんだから、そうは言わないにしても、せめて死後と一、二次の、写真の芸術品としてつくつたその作者が生きている間に、写真だけは五十年でもうこれは自分の著作権でなくなるんです。こういうようなところに行き、この抜本的な著作権法の改定に取り組んでおるときに、何かそういうどうかに理解の足りない点があるような気がしてならない。やっぱり原則的に、著作権というのはもう生涯は守るんだという原則を、特別な事情があれば別だけれども、その原則はやっぱり貫くということがこの法としては大事なことでないか。どうなんですか、その辺は。

○政府委員(安達健二君) 写真の保護期間の定め方でございますが、お手元の資料にもございますけれども、制作後ないし発行後を起算点とした場合に、たとえば美術的写真というようなものは死後起算にするというような、死後五十年とかあるいは登録後四十年とか、いろんな方法がございますが、一般的に写真だけは生存間だというようなきめ方をしている国はいまのところないわけでございまして、ないけれどもやってやれないと言えないかも知れませんが、実際世界的な傾向から言いますと、考え方としてはやはり早く開放すべき報道的なものと美術的なものとが区別できるかどうかというところに一つの問題点の焦点があろうかと思えます。この点は衆議院でのお話もございまして、この点は今後の研究課題とすべきであるということでございます。なお、私が世界の国の例を引いて言っているというわけでござ

いますけれども、やはり根本的には写真に対する一般国民の意識という、そういうものがやはり出る点なり基礎になるべきだと、私も考えているわけでございまして、現在までの保護意識というものが、発行後十三年というふうなものであつて、これではあまりにもひどいということでございます。それを公表後五十年にするということ、それはそれ自体としてもあるいは長過ぎる、それすら長過ぎるという意見も実はあるわけでございまして、しかしながら、この際はやはりその辺程度までは進歩しなければならぬということ、でそういうふうになつたということでございます。

それから、日本におきまして、非常にカメラが普及しているということで、写真工業会の調べによりますと、日本の全世帯のうちで六〇ないし六五％ぐらいはみな写真機を持つておるといふような状況でございまして、日本は非常に写真熱が強いわけでございまして、ただ写真の場合は、それでは芸術的写真だけが非常に有効かといひますと、かりに鈴木先生がおとりになつた写真でも、非常に珍らしい事件の場合におとりになつたものならば、これは非常に価値が高いわけでございします。その先生のものはやはり著作物として保護しなければならぬわけでございまして、したがって、それだけの写真というものは非常にたくさん、日本国中にあるわけでございまして、非常に著作物じゃない写真もそれはあるかもしれせんけれども、その中身によりましては、かりにその技術は多少劣つておつても、事件等によつて、たとえば「よど」号のときの赤軍派をとつたということ、その写真自体はかりにへたくそでも、それ自体として非常に価値があるというふうなことも非常にあるわけでございまして、そういう意味におきまして、日本国民全部が写真家であるとも言えるわけでございまして、そういうふうな面からいたしまして、写真というものは期間が、どういふところに焦点を合はしてきめるかといふのは非常にむずかしい問題でございします。で、その写

真というものが美術的なりつばなものがあるといふことももちろんわれわれとして認めるべきである。また認めるものでありますけれども、どこに焦点を合はして保護期間を定めるかといふことになりますると、結局現在の日本人の写真に対する意識からすれば、公表後五十年ということとは相当な進歩であるといふことが言えると思つてわけでございします。しかしながら、いまおつしやつたような芸術写真との関係、あるいは報道写真との関係、そういうようなものをどういふようにやっていくかといふことは、写真に対する日本国民の意識とも関連しながら、将来の、今後の研究課題として真剣に取り組まなければならぬ問題である、かように考えておるわけでございします。

○鈴木力君 何か日本国民がみんな写真機を持つて、みんな写真屋になるからこれは保護期間をきめるきめ手にならないと言われるのですけれども、これがもし逆に言つて、日本人がみんな絵をかくようになったらどうなるのか。それは絵もやつぱりそれじゃ死後でなしに公表後五十年ぐらゐにししてしまひますか。

○政府委員(安達健二君) そこが美術と写真と非常に違うところがございますね、写真であれば、いまのようななりつばな写真機の技術でございしますと、相当なものがとれる。ところが、私どものかいた絵ではこれはどういふだれも使つてくれるものはございせんけれども、私どもでも写真ならば使つてもらえる可能性があると、そこにやはり機械的、科学的方法によつてとられる写真といふものの宿命というか——宿命といつては語弊があるかもしれせんけれども、その本質的な要素があるといふことは、これは何としても否定し得ないものではないかと思ひます。

○鈴木力君 それはやつぱり写真といふものの評価の違いですね。写真といふのは機械がとるものだし、絵といふものは人がかくものだ。もしそういう機械がとるものだという立場に立つたならば、むしろ著作権の対象からはずすといふ議論ならわかるのですよ。生きてゐる間に、五十年間保証す

るので、著作権として認めて。機械は、どこでだれがとるかかわらぬようなものを持つておる。六五％も写真機を持つてゐるから、権利の期間を縮めるという理屈がわからぬ。これはやつぱり権利を与えるという意味は、いま言つたような、私がとるとか何とかといふことにはならないのでしよう。その中に一つの芸術性といふものがあるわけですね。私はやつぱり写真といふものは機械がとるものだとは思つてゐないのです。というのは、われわれがとるといふと絶対にいいものではない。それはやつぱりその人の技術といふものが、写真機を通して表現されるものじゃないんですか。だからこそ、著作権の対象になつてゐるわけですね。あるいはその価値といふものが、著作権の対象になつてゐるわけですね。そうでなくては著作権の対象になるものが高低が、強弱がその中にあるはずがないわけですね。ただ、写真は、ほんとうはあなたのおっしゃりたいことは、いままで十三年だった。それを今度五十年にしたんだから、大幅にやつたからいいじゃないかといふ、その気持ちはいよくわかる。しかも二回目の暫定延長のときには必死になつて写真は延長しないでほしいと奮戦これつとめたあなたですからね。だからその気持ちにはよくわかるけれども、しかし国会の意思としても、写真は別扱いにしないようにしようといふので進んでゐるんだから、国民の意識というふうな形で、どこの国民を指しているのかわからないけれども、写真機を六五％も持つてゐる人が、写真芸術といふものを認める場合に、国民は反対するはずはないです。意識的には、国民意識といふものと別のところにある国民の意識だ、それは。そういうものには振り回されなくてもいい。第一、私が生存中は守れと言つておるのは、生存中守るといふ法律をつくれといふ意味ではございせんよ。外国にはそういう例がないとおつしやる。それは私も確かにそうだと思う。しかし、かりに死後三年と書いても、生存中守るといふことになるじゃないですか、少なくとも五十年にこだわらず

に。そうでしょう。死後五年と書いても、生存中守るのだという精神が貫かれるのじゃないですか。どうしても写真と一般の芸術とを区別つけたかったら、せめてその辺で区別をつけるということにしても、基本的に一つの芸術作品だといふたてまで、あるいは価値があるのだといふたてまで著作権といふのを認めたら、最低でも生きてゐる間は保証するといふぐらゐの、そのぐらゐの気持ちはやつぱり理解は持つべきだ、私はそう思ふのです。

○政府委員(安達健二君) 写真もまた著作物、すなわち思想または感情を創作的に表現したものであると、その前提に立つて考えておるわけでございまして、その範囲内においてももちろん著作物として著作権法によつて保護すべきものであると、しかしその保護期間は、それぞれの著作物によつて差があるといふことは、やはりその著作物の特性等からかゝつて、そういうものがあつたから特にいけないといふことにはならないといふことを申し上げておるつもりでございします。この写真の問題に、やはりもちろんいふゆる芸術作品であり、絵と区別すべきでないものもあるんではないましようし、あるいはさうでない意味における技術的な性質において価値の高いものといふようなものがあるわけでございします。ところが、それが写真の場合これはなかなかむずかしいことでございまして、これは記録写真であつて芸術写真でないといふかどうかといふものが非常にありまして、ピフアラの子供といったものが非常にありまして、これは芸術写真でない、報道写真であるといふような区別が非常につけがたいわけでございします。一方そういう報道的なものであるならば、記録的なものであるならば、これは早く社会に返したいといふこともまた国民の要望だろつと思つてわけでございまして、そこをどう調整するかといふことは非常にむずかしい問題でございします。それは世界各國ともその問題は苦しんでおるところだと思つてわけでございします。そこでこの法案におきましては、従来の経緯あるいは世界の動向、条約

等あるいは国民の写真に対する意識等からして、第一段階ということばでいえば、まずこの公表後五十年ということにして、さらにこの問題は、一そう検討を加えるべき問題である、かように考えておるわけでございます。

○鈴木力君 もしも報道の価値のあるものでしてね、早く国民に開放したいという意図が働いておる、その場合に公表後五十年という期間はしかし権利を持つておるわけでしょう、国民に返さないわけだ。報道写真で、緊急性というか、早くほしいという国民感情からいえば、五十年たったら返すのだと、それからかりに死後五年といたしますと、最高の場合にでもそこそこの大きな違いは大部分はないのです、その場合とどれだけ違ふのかということになる。むしろ報道写真で早く返したいというものは、ほんとうは技術的に非常にむずかしいけれども、もし技術的にできるとすれば、この著作権という考え方からいえば、そういうものを早く返す道は講じておいて、そうして著作権を与えるものはほんとうの他の芸術品と同じように扱おうというのがほんとうなんです、たてまえは、だるうと思う。私はそう思っておる。しかしその区別がつかないから、芸術性のあるものも全部引っぱり込んでしまふのだというところが積極的なか消極的なかという分かれ目だと私は思う。だからせめてそこを、全部そういかにしないでも、少くとも相当部分は価値のある写真が五十年でも著作権として使われるわけですから、その場合に、死後何年というところぐらいまで持つていく。これは著作権法という一つの著作権という思想を貫くということでは重要なものではないかということだ。ウェートをどこに置くかということ、ウェートを、もしも報道写真で報道的に価値があるから早くということであれば五十年も前のやつはほんとうに報道的な価値があるかわからぬ。報道写真として価値のあったものも五十年もたつと別の意味を生じてくると思う、私は、逆に、そうしたらそれはやはり別な形での保護すべき対象の形に変わってくると、こう思うのです。

ね。「よど」号の写真、これはだれがとったやつか非常に値打ちがあると、しかしもし五十年たつてから早くほしいと国民が思うですかね、一体。これは歴史を振り返るときにああいうものの必要だということはあるかもしれないよ。だからそういう考え方からすれば、報道の価値とか、芸術の価値とかいうことは公表してから相当たつうちに価値の次元が違ってくる。あるいはほくに言わせれば、一緒になってくるだろう、価値のあるものは五十年も経過をしますと。それをいまのところで心配をして振り分けようとしても振り分けられないから、短いほうに、低きに押えていく、こういうのはさっきの実演家の発想と同じだと思ふ。これはやはり態度は最低限度変えるべきです。権利を守るといふ立場にもう少し積極性を出して、実上の数字から申しますとどれだけになるかわからぬが、思想上はそういう思想で貫くべきだ。これは私の意見として申し上げておきます。これ以上繰り返しても同じことですから。しかし、私がいま意見として申し上げたことは、この審議がまだまだ続きますから、その間になお、さらに深めていく場合もあります。そういう点はひとつ最初に申し上げておきたいと思ひます。

時間もう迫つたそうありますが、恐縮ですがけれども、この映画の問題をちやうだいしました。が次回に回さしてもらひまして、もう一つだけ私はちやうと伺つておきたいことがある。

それは条文で言いますと三十三条ですね、この三十三条のところでちやうと伺つておきたいのは、この場合に、まあ文章はともかくとしても、教科書に採用する場合、その教科書に採用する場合に通知をしないと、たぶんそうなつておつたと思ふのですが、この「通知する」という表現は、作者の意図というものは全然尊重されないということとですか。要するに、たとえはある作者が、自分の書いたものはこれはちやうと学校の教育用の教科書にはどうも出したいくない。しかし、これが必要だとすれば通知すればそれは出すことができる、こういうことになるのですか。

○政府委員(安達健二君) 教科書に、公表された著作物を使う問題につきましては、著作権という面と著作者人格権という二つの面を考慮いたしておるわけでございます。一つは、教科書は、最もいい教育、子供たちには最もふさわしいものを与えてやりたいという考えからいたしまして、教科書に載せる場合には著作権の作用としてはこれを禁止しない。すなわち教科用図書に載せてもらう場合には著作権は、その意味において制限されるという考え方に立つておるわけでございます。

しかしながら、その場合においては、そこにございますように、補償金を払います、こういうふうにしようというところが一つ、それからもう一つは、著作者人格権という面からいいますと、教科書に使うからとてかたてに直されたりなんぞさういふ困るというふうな配慮からいたしまして、あなたの著作物を使いますよということを通じて、あなたが著作者として、その場合に著作者が十分注意しておつて、これは変えてもらつて困るとかいうような点が当然出てくるわけでございます。そういう著作者人格権の発動をうながす、こういう面において通知する、こういう趣旨でございます。したがって、通知というのは著作権の面ではなくて、その旨を著作者に通知するというわけでございます。著作権が第三者に移つておりましたも、通知するのは著作者に通知をする、こういう考え方でございます。

○鈴木力君 まあ、現行法と比べるとその点はある程度配慮されていると思ひますが、ただ、著作者に通知するということ、したがって著作者の意思というものは全然そこにはないわけですか。おまゝえのものを教科書に採用するぞと通知をしますと、それは困るという権利はなくなつてしまふわけでしょう。だから、それは著作権の制限だ、こうおっしゃるわけで、著作権という権利であれば、それを公表する権利もあれば、あるいは公表しない権利も持つわけですから、そのところ

を、しない権利はもう教科書の場合にはこれを取り上げる、そういうわけですか。まあ事実上はいいだつてそうなので、そんな知らないことを、おまゝえのやつをやるぞと、ただ高飛車に——ただそれだけではないと思ひますけれども、これはやはり協力を求めるという立場からいって、それはそれにしても——それはそれにしてもというよりも、どうもここが引つかかるのでして、ほんとうならば、教科書ならば協力するというのが常識だと思ふのです、作家の皆さんは。しかし、中にはやはり、作家は、絵にしてもそうです、教科書になることがあるわけです。いろいろなものがあるわけですから、中には、これは教科書にはちやうと自分……という場合だつて出てくるだろうと思ふ。

それでも通知さえされれば、いやですと言えないというところがどうも私は、やはり著作権を保護する立場からいって、まあ教育上の問題や何かに協力をするという気持ちにはよくわかるし、また協力をすることが常道だとは思ふのですけれども、法律で権利としてそれを押え込んでしまふということ、どうしてもそうしなければいけないのか。あるいは通知にいたしまして、やや許諾を得てとか何とかで、というふうなことになるのか。かどうか。しかも私は、その場合に国定教科書でないからいいんですけれども——いいんですけれども——もう一言わけにはいかないが、国定教科書よりもまだあれですけれども、教科書会社なら教科書会社が選択をしてそれをやるわけですか。その場合に、もちろん著作権料ですか、それは払うわけですから、支払いになるわけですから、これも文化庁長官が裁定したもので支払う、こういうことになるわけですか。やはり第一義的には、はくは、あとに紛争なんかの場合の処理もあるのですから、第一義的にはそこが協議をした使用料というもの、第一義的にはそこが協議をした使用料というものが払えるように少なくとも著作権者とか、著作者の意図、意思というものがもう少し尊重されるような法律にならないものかどうか。実はいままでのものはもっとひどかったと私は思ふのですけれども、そういう点についてが一つ心配

な問題です。

それからもう一つは、二十条の同一性保持権ですね、これもいろいろ配慮をされているとは思いますが、これはどういふことなんでしょうか。二項の「二行目のくだけた文」。「著作物を利用する場合における用字又は用語の変更」、こまごまではわかるのですが、「その他の改変」と、こうなっている。この「その他」というのはたとえばどういふことがあるんですか。これをちょっと伺いたい。

○政府委員(安達健二君) 最初に、三十三条で著作権を制限して、教科書には最もいいものを使わしていただきたい、したがって、それについては著作権を制限するということが著作権者にはそれが断れない。私は教科書は絶対いやですとは言えないと、そこへ協力していただくということが第一項の意味でございします。ただ、これは未公表のものではございませんので、一たん公表された著作物に限るわけでありまして。一たん世の中に公表されておるならば、これを教科書に使わしてくださいと言ふのに、いや、教科書はいやだということもあるまい。やはり、かわい子供のことだから、やはり次代の国民のことだから、ひとつ御協力を願いたいというのが第三十三条第一項の意味でございします。それから、その場合でも、補償金を払うというのをはつきりしようというのが今度の法律のたてまえでございします。その補償金を、原則といいますが、事前にはもちろん著作権者と、それから使用者、教科書会社との間の話し合いということはもちろんあり得るわけでございますけれども、教科書は現在、御案内のとおり、文部大臣が定価を認可するということになっているわけでありまして。また、小・中学校の本においては、教科書においては国が買い上げてこれを無償で給付するというような制度にもなっているわけでございます。そういう意味からやばりその額につきましては、文部省側と申しますか、文部省本省と最も関係ある文化庁長官がその補償金をきめると、こういう制度が最もいいの

じやないか、こういうことになっているのが第三十三条のはうの問題でございします。

それから二十条のはうの問題でございしますが、二十条の第二項の第一号で、「用字又は用語の変更」のほかに「その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ない認められる改変」というのでございしますが、たとえば、これはもう学校の段階によつて違ふと思いますが、小学校等の教科書の場合が多いと思ふわけですが、たとえば「シュバイツァーは九十歳をこえた今日でも」と書いてある原文とします。そうすると、もうシュバイツァーは一九六五年に死亡したわけでございますから、それを「一九六五年に九十歳で死亡したシュバイツァー」と、こう直す。高等学校あたりでありますれば脚注でもよろしいのでございしますが、小学校あたりではその本文を直すということも必要であらう。あるいは「弟のたかしを自転車に乗せて連れて行った」というのを小学校の子供に言いますと、相乗りもいいんだというふうになる。これは自転車の相乗りはいかぬということと指導しておるわけでございますから、したがって「弟のたかしを一緒にお店まで連れて行った」と、自転車の相乗りをしたということとは書かない、こういうことも必要になってくるわけでございます。あるいは「セロテープ」というのは商品名になっておりますから、「ばんそうこう」と直すのはちよつとどうかと思ふますが、そういうものに直すと、あるいはある学年の生徒の指導の段階で、お坊さんのことを「役僧」と言っておりますが、「役僧」じゃわからぬから「お坊さん」と直すとか、あるいは音楽の著作物等の場合には移調、転調というふうなことがあるわけでございます。また、そういうようなものはやはり「学校教育の目的上やむを得ない認められるもの」は当然あるんじゃないか。そういうものは一応学校教育の目的上やむを得ない改変として認められなければならぬだろう、こういう考え方で、「用字、用語の変更」のほかに「その他の改変」を加えた、こういうことでございします。

○鈴木力君 あなたのほうからもう少し伺います。これはあれなんでしょう、同一性の保持権というものは、一つの作品のねらっているもの、イメージというものを変えない権利だということなんでしょう。だから、私はよく文学はわかりませんので、長官が作家ですから長官からむしろ伺ったほうがいいと思ふんですけれども、私どもが聞くところによりますと、「一つ文章に入れるのも、」でも、あるいは漢字を使う場合でも、相当にやっぱり苦労をされて使っているというふうに聞いている。だから、それを合う合わないというところで用語の変更も自由自在にできるんだということになると、相当作者の意図というものが——しかもこの許諾を得ずにやるということになつてきたら、その作品のイメージをがらつと変えてしまふんじゃないか。特に、私はいま伺つてびっくりいたしました。「自転車に相乗りして行きました」という小学生用の文章をわれわれが読んだときの頭の中に浮かぶ背景と、それから「弟を連れて行きました」という背景とは、私は相当違つてくると思ふんですね。おそらく文章というものは、一つのものを読んでその文章から受ける一つのイメージというものがあるだろうと思う。自転車の相乗りというのをわざわざねらつて作者が書いた一つの短い文章なら文章の表現が、「連れて行った」ということになつたらすっかり変わつてしまふということがあるだろう。相乗りをして行つたということと連れたというものは、これは違ひますよ。どう言つた二人で行つたということがわかればそれでいいじゃないかというふうなものでは私はなからうと思ふ。だから、私はやっぱりそういう点につきましてはほんとうにこの同一性の保持権というものを主張して、せつかくそこまで思ひやりがある配慮をしているのですから、これこそはよく作者に協議をして、作者の許諾を得なければならぬと思ふのです。そこまでやかましくしないと、いままであった問題と同じようなことになつてくるのではないか、すり違へられるわけです、ちよつとし

たものをもつて。いまはそういうばかなことを私も言うつもりはないけれども、たとえば何かの旗を持つて土手を歩いていきましたのが、持ち物が変わるからといって、旗が鉄砲に変わったらどういふことになる。簡単にその情景を都合が悪いから変えたといつたてそれはそうもいえないと思ふのです。シュバイツァーの例にしてもそうなんです。書いた作者はそういう意図で書いておる。それがいまの状況に合わせてくるという、文章はその生きている時点で書いてある。それで、シュバイツァーのことを書いておる。死んだ過去において、その死んだ過去の、何年前に死んだというところで生きている人のことを表現した文章が、過去において死んだということを入れて、その文章の表現が一体何がいはずれないのかどうか、その限りにおいてその文章を全部読めばどうかかわりませんけれども、そういう議論が必ず出てくる。これはいままででもあったことなんでしょう、いままででもこれは通知もしなかつたかもしれないし、補償金も払わなかつたから、特にそういう不満もあつたと思ふけれども、しかし私は、そういう文学なんかをやる作者の方は、補償金を取るということよりは、自分の作品をむしろ大事にするのだらうと思ふ。補償金を払うから変えてもいいんだと、そういう安易な気持ちでこういう作品を使われるということは、私はやっぱり著作権をほんとうに尊重して守つていくという趣旨からいふと、多少軽率ではないのか。したがって私はこの点につきましては、そういう人たちの、著作者の皆さんからの協力を得なければ教育的ないろいろなものはやらないといふ趣旨はよくわかる。協力を得るという前提で、さつきの次長の説明もそういう前提があつたやうですが、そういう前提なら、やっぱりその許諾を得るとかあるいは協議するとか、協議を得て若干修正することができるとか、そういう趣旨はやっぱり貫いてほしいという感じがいたします。法律ではもううっぱに取上げておいて、そうしていや実際は取り上げないのだからという言い方は、

これはやっぱり一つの権力が、権力的にもの言う言い方だと思ふ。それじゃなしにやっぱり著者をほんとうに尊重する場合には、国家権力ももう少し相手を尊重する態度ということがこれに満ち満ちていなければならないだろう。なぐることができると書いてある。事実はなぐらないでなぐるのだからいいんだよといったって、これはちよつとやっぱり当たらないと思ふ。そういう配慮というものは、表現上にもぜひひとつ必要だと、こう思ひます。そうでなければほんとうの文学作品なり、あるいはさし絵なりほんとうの作者の意図なり美術的なねらいなりというものを、教科書という、教育という名においてそこなうおそれというのが多分にある。そういうふうに私は思ひまして、この点についてももう少し考え直していただきたい、こう思ひます。

○委員長(楠正俊君) 本法案に対する質疑は、本日はこの程度として、これにて散会いたします。

午後三時九分散会

昭和四十五年五月七日印刷

昭和四十五年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局